

第六十八回国会 参議院文教委員会會議録第八号

昭和四十七年六月六日(火曜日)
午前十時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大松 博文君
理事 久保田 藤磨君
楠 正俊君
宮之原 貞光君
安永 英雄君

委員 金井 元彦君
志村 愛子君
内藤 三郎君
中村 登美君
永野 鎮雄君
濱田 幸雄君
二本 謙吾君
秋山 長造君
片岡 勝治君
鈴木 美枝子君
内田 善利君
矢追 秀彦君
萩原 幽香子君
加藤 進君
片岡 勝治君

衆議院議員 文部大臣代理 西岡 武夫君
衆議院議員 文部大臣 高見 三郎君
政府委員 文部大臣官房長 井内 慶次郎君
文部省大学学術局長 木田 宏君

説明員

文部省社会教育局長 今村 武俊君
文部省管理局長 安嶋 彌君
文化庁次長 安達 健二君
常任委員会専門員 渡辺 猛君
警察庁刑事局保長 川崎 幸司君
安部防犯少年課長 丸山 昂君
警察庁警備局参事官 丸山 昂君

本日の会議に付した案件

- 理科教育振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案(片岡勝治君外一名発議)
- 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 教育、文化及び学術に関する調査(映画の振興対策に関する件)
- (理蔵文化財の保護に関する件)
- (国学院大学の別科問題等に関する件)
- (大学の管理運営に関する件)

○委員長(大松博文君) ただいまから文教委員会を開会いたします。
理科教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者から趣旨説明を聴取いたします。衆議院文教委員長代理理事西岡武夫君。

○衆議院議員(西岡武夫君) ただいま議題となりました理科教育振興法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申

上げます。

義務教育諸学校等における理科に関する教育は、去る昭和二十八年に本法が制定されて以来、一段と整備充実し、わが国の科学技術の進展に貢献いたしましたことは、まことに喜ぶべきことであります。しかしながら、今日の社会の著しい発展に対応するためには、従来の理科に関する教育の振興のみでは十分でなく、これにあわせて算数及び数学に関する教育の充実振興をはかることが緊要であると痛感するのであります。したがって、政府においても、このことの重要性にかんがみ、さきに、教育課程の改定を行ない、当該教育の内容の改善をはかり、かつ、設備の整備に意を用いているところであります。

よって、本法により小学校、中学校及び高等学校等における算数及び数学に関する教育の振興をはかり、もって社会に貢献し得る有為な国民の育成に資するため、本法律案を提出いたしました次第であります。

その内容の第一は、理科教育の定義に新たに算数及び数学に関する教育を加え、当該教育を本法の対象とすることであり、

第二は、公立または私立の小学校、中学校及び高等学校等における算数及び数学に関する教育のための設備を、本法による国の補助対象にすること、ただし、公立義務教育諸学校における当該教育のための設備で本法による国の補助対象となるものは、義務教育費国庫負担法等により国がその経費を負担する教材以外のもので当該教育のため特に必要なものとするのであります。

第三は、この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の補助金から適用することであり、

さて、本法律案は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の議員諸君の長き

にわたる努力の結果でありまして、衆議院文教委員会における起草にあたりまして、これら各党の意見を十分尊重し、慎重な態度で検討を加えました。また、衆議院規則第四十八条の二の規定に従い内閣の意見を徴しましたところ、文部大臣から、政府としては特に異議がない旨の答弁がありました。

かくて、衆議院におきましては、慎重審議の結果、本法律案は六月二日に全会一致をもって可決いたしました。

本法律案は各党共同提案による議員立法でありますので、何とぞ、優先的に取り上げて、慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大松博文君) 本法律案に対する質疑は、後日に譲りたいと存じます。

○委員長(大松博文君) 次に、児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案を議題とし、発議者から趣旨説明を聴取いたします。片岡勝治君。

○片岡勝治君 児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案の提案理由を申し上げます。

ここ十数年間におけるわが国の高度経済成長政策に伴い、人口の都市集中化が非常に勢いで進んでおります。これを昭和四十五年及び三十五年の国勢調査の比較で見ますと、一平方キロ当たり人口五千人以上の人口集中地域の十年間の増加率は三一・七％に達し、いまや国土のわずかに二％の地域に国民の過半数が集中するに至っております。

また、これらの地区における人口増加数の七〇％は、東京、大阪、名古屋の三大都市圏に集中するとともに、近年、そのドーナツ化現象の進展により、これら周辺の市町村の人口増加も急速に

進んでおります。さらに、札幌、福岡、広島、仙台等の中核都市及び県庁所在地でも人口の増加が目立っております。また、人口急増市町村では、近い将来、社会増に加えて、さらに、第二次ベビーブームの波が押し寄せてくるので、児童生徒の増加の圧力は一段と強まっております。

このような状況のもとで、児童生徒の急増市町村では、義務教育の施設整備に忙殺され、たいへんな努力にもかかわらず、なおかつ、プレハブによる仮校舎や特別教室の普通教室への転用、あるいは屋内運動場を仕切つて教室に充てる等により、教室不足を補っているのがあります。したがって、このような市町村では、屋内運動場やプール等の整備に困難をきためる等、他地区に比べて義務教育水準の維持が非常に憂慮されているのであります。このことは、また、自治体財政を大きく圧迫し、一般行政水準を低下させ、住民福祉の上に大きな障害となつております。

これらの事態を見ましても、現行の国の助成制度下におきまして、人口急増市町村の財政力をもつては、正常な教育を行なうための施設を確保することは非常に困難な状況にあるといわねばなりません。

特に、義務教育学校の整備にあつて最も隘路となつておりますのは、学校用地の確保であります。幸い、四十六年度において、児童生徒急増市町村の義務教育施設整備に関する特別措置が行なわれることとなり、校地の取得を必要とする場合について国の定額補助制度が発足し、この制度は四十七年度においてやや強化されておりますものの、いまだ当該市町村の要望をとうてい充足するまでに至つておりません。

以上、児童生徒の急増地域における小学校及び中学校の施設整備の実態にかんがみ、これらの施設整備を一そう充実するため、過疎地域における法的措置をはかり、もつて教育水準の維持向上をはかることが緊急の課題であると考え、ここに本法案を提案した次第であります。

次に、本法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、本法案は「児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるための小学校及び中学校の施設を緊急に整備する必要があること等にかんがみ、児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場の建築、これらの学校の用に供する土地の取得等に関する必要な特別の措置を定め、もつて義務教育の正常な実施を確保すること」を目的としております。

第二は、児童生徒急増地域の定義を規定したことでありまして、同地域とは「集団的な住宅の建設、宅地の造成に伴う住宅の建設等による児童又は生徒の増加が急激であり、かつ、著しい地域で、政令で指定するもの」といたしております。なお、政令で指定する場合におきましては、一定期間における過去及び将来の児童生徒の増加率等を考慮して行なうべきものと考へております。

第三は、同地域にかかると中小学校の校舎の新築または増築に要する経費につきましては、現行の義務教育諸学校施設費国庫負担法による国庫負担率を、急増地域に限りこれを一律に三分の二に引き上げたことであります。また、屋内運動場の増築に要する経費につきましても、国庫負担率を三分の二としたことといたしました。

第四は、同地域の小中学校の校舎または屋内運動場の増築に要する経費について国庫負担を行なう場合、いわゆる前向き整備の年限を五年に引き上げることとしたこととあります。

第五は、同地域の小中学校の学校用地の取得または整備に要する経費につきまして、政令で定めるところにより、その二分の一を国が補助することとしたこととあります。

第六は、同地域の小中学校の校舎または屋内運動場の増築に要する経費及び学校用地の取得または整備に要する経費に充てるため、国が政府資金の確保等必要な資金の貸し付けについて特別の配慮をすべきことを定めたこととあります。

第七は、日本住宅公団が一定規模以上の宅地を造成する場合に、当該地域の児童生徒のために、小中学校の校舎及び屋内運動場等の建設及びそれに必要な土地の整備を日本住宅公団に義務づけたこととあります。これは、いわゆる五省協定と同趣旨のものを法定化したものであります。公団からの市町村に対する校舎等の建設及び当該用地の引き渡しに伴う費用の支払い期間につきましては、一律二十年以内としたこととあります。

第八は、本法案の施行期日を公布の日からとしたこととあります。

第九は、本法案は昭和五十五年三月三十一日までの時限立法としたこととあります。

以上が、本法案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(大松博文君) 本法律案に対する質疑は、後日に譲りたいと存じます。

○委員長(大松博文君) 次に、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。高見文部大臣。

○国務大臣(高見三郎君) このたび政府から提出いたしました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のように、私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生をはかる目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものであります。その後、本共済組合が行なう給付については、国公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至つております。

今回は、私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、長期給付に要する費用に対する国の補助率を引き上げるとともに、昭和四十六年度に引き続き、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行なうため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合が行なう長期給付に要する費用に対する国の補助率を、従来の百分の十六から百分の十八に引き上げ、財政の安定に資することとしたこととあります。

第二に、給付等の算定の基礎となる標準給与の月額下限を、私立学校の教職員の給与水準の上昇等を勘案して、現行の一万八千円から二万六千円に引き上げることとしたこととあります。

第三に、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額を、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、昭和四十七年十月分以後、さらに一〇・一パーセント増額することとしたこととあります。また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金についても、相応の引き上げを行なうこととしたこととあります。

第四に、これも国公立学校の教職員の場合に準じて、既裁定年金の最低保障額を退職年金及び廃疾年金については現行の九万六千円を十一万四千円に、遺族年金については現行の四万八千円を五万五千二百円にそれぞれ引き上げることとしたこととあります。また、高齢者にかかる最低保障額の特例については、従来七十歳以上の者を対象としておりましたのを六十五歳以上の者を対象とするよう改めるとともに、その額を退職年金及び廃疾年金については現行の十二万円を十三万四千円に、遺族年金については現行の六万円を六万七千二百円に引き上げることとしたこととあります。

なお、この法律の施行日については、他の共済制度の例に準じて、昭和四十七年十月一日としておりますが、国の補助率の引き上げについては昭和四十七年四月一日からいたしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

も存じ上げている川端先生の自殺。あるいは小説家の有馬さんの自殺——自殺未遂でございましたけれども、それから二年くらい前の黒澤さんの自殺未遂、これらの方たちは、いまおっしゃる国家への貢献度、それから未来の子供に対する貢献度を持っていると思うのです。こういうすばらしい方

○国務大臣(高見三郎君) 実は、二億三千万円ぐらい要するという川端先生のお話でございましたが、予算が成立いたしました後に何とか文化庁から出してくれぬかというお話があったのであります。前でありまするということとか考える余地もあつたのでございますけれども、実は予算が成立

うものは大体五百万から六百万であります。今度
は、川端先生が畢生の念願でやりになっている
ことだからということで、実は通常出してあります
十倍の補助金を出すことにいたしました。かつて
ペンクラブをやったことがありますけれども、そ
の場合も民間から金を集めましてやっておるので

も語らせないで、そうしてやめる状況になった。そして、発表されたところによりますと、黒沢さんはノローゼだという形で発表されておりました。そういう発表のしかたがほんとうに明らかにならないということは、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(安達健三君) 黒沢さんの問題につきましては、私どもも、新聞以外、あるいはその他の報道以外、知る由もございませんし、また、したがって、そういういまの先生のおっしゃるような理由がなぜ発表できなかったという理由についても、私ども答えるすべを知らないわけでございます。

○鈴木美枝子君　そういう真実を発表することが私はそれは文化のジャンルだと思ふのです。そうして、真実を知ることによって正しく生きていくということを青少年の人に与えるということ、また、勇気を持つように与えるということが私は大切なことなんじゃないかと思うのですけれども、いかがでございましょうか、文部大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(高見三郎君) 芸術家の心境というのは、きわめて純粋なものであります。黒沢さんなどの自殺未遂というものを考えてみますというところ、その「トラトラトラ」という映画の編集に対して自分の良心にびたりこないものがあったという悩みが高じてそういう結果になったのじゃないかと私は推測をいたしております。これが芸術家の生き方としてほんとうの、まあ自殺されなくてまことにけっこうなことでありましたけれども、芸術家

の突き詰めた心境というものはそういうものではないだろうかと御同情を申し上げておるわけでございます。少なくとも芸術家が自分の考えを表現いたします場合に、これは命がけの仕事であるという考えに立つておやりになったことであつて、それが思うようにいかなかったということはまことに御同情にたえないところであります。しかし人間としてはまことにりっぱなものの考え方をしておられるという感じがいたすのであります。

す。先ほど日本の国の伝統的な芸術とおっしゃいます。確かに、文部大臣のおっしゃったその純粋という点について、私もそう思っています。その純粋な人々がいるわけでございますけれども、その純粋な人々が生きて行けないという状況が日本の映画の中にあるというふうに言い切ることができると思うのです。先ほど日本の国の伝統的な芸術とおっしゃいます。

ましたけれども、映画の場合は一つの世界観を持った文化だと思うのです。そして、歴史においても、まあ五十年といえば、歴史の中で新しい世界的な意味でも世界観を持った仕事だと思うわけでございます。それが、日本の場合には、簡単に経済的な面で比較してみましても、最近のフランス映画の「レッド・サン」これはやはり独立プロ

の作品なんでございますけれども、ちょっと俳優の出演料で比較させていただきました。製作費が十八億かかっております。これは、映画会社でなくて、独立プロでございます。そして、アラン・ドロンの俳優さんが一億二千万円、三船さんが一億円、チャールス・ブロンソンが一億円の出演料です。この出演料が高いということではなくて、私が一番最初に申しましたように、世界の新

業でございますけれども、世界が市場になることとらつてにおいてアラン・ドロンの一億二千万円もらつてもその数倍の見返りの金がある作品には戻つてくるといふ、そういうことが輸出という問題にかかわつてくると思ふのです。去年三月で打ち切られた輸出奨励資金でございますか、日本映画輸出融資、この融資はどういう目的をもつてお出しになつたのでしょうか。

○政府委員(安達健二君) この仕事は、通産省のほうで、外貨獲得、輸出振興、こういうことで行なわれたものと伺つておるわけでございますが、その結果、数年行なわれたわけでございますけれども、その十分な成果といえますか、同時に優秀なものを製作しようというねらいもあったと思ひますけれども、その効果がかえつて十分出ないといふこと、また、日本の外貨事情等も変化をしてまいりましたので、そういう意味でこの制度が廢

止になったと承っております。
○鈴木美枝子君 外貨を獲得するには、いかなる作品でなければ獲得できないということを、御存じでしょうか。
○政府委員(安達健二君) 結局は、その映画そのものが人間の心に訴へ感動を与えるというもので

あることが必要であると思うわけでございます。○鈴木美枝子君　その四年間の作品系列を見てみますと、これでは外貨を獲得することができないのではないかという思い方がこの作品にあるわけでございます。外貨獲得という趣旨に反しているのではないかと思うのですけれども、その点について、一番最初に、多量な金、外貨獲得という意

も、その点についてちよつとお伺ひいたします。
○政府委員(安達健二君) 私ども、詳細な報告そ
の他を承つておりませんので、ただ私どものほう
でいただきました資料等で見限りでございます
ので、必ずしも私どもが何とも言いがたいわけ
でございますが、その中には、文部省で選定を
いたしております「華岡青洲の妻」とか、ある

「智恵子抄」とか、そういうような映画も含まれておるわけでございます。

○鈴木美枝子君 この全作品の中の三本ばかりは外貨が獲得できるかなと思えるのですけれども、あとのほとんどの四十本はかりの作品はこれは世界の市場に出して恥ずかしい作品だと私は思うのですが、その点についてはいかがでございますか。

○政府委員(安達健二君) 私ども、その映画の一々の内容等をつまびらかにいたしております。

の十分なお答でもできませんけれども、この中には映画として優秀とは言いがたいものが相当数あるということには私は何っておるわけございまして、それ以上個々の映画につきましての知識等がございせんので、その程度でお許しを願ひたいと思います。

○鈴木美枝子君　これは、作品ができる前に、映画会社を目的として渡しているのでございませうか。

○政府委員(安達健三君) 私は文部省の文化庁でございまして、こちらの仕事は通産省でございまして、私どもの答えは必ずしも正確でございませんで、詳しいことはむしろ通産省のほうからお聞きいただきたいと思いますが、これは融資を受ける団体として社団法人日本映画輸出振興協会

が行なわれるというように伺っております。

○鈴木美枝子君 外貨を獲得するという意味において、世界が市場でなくて、東南アジアが市場ではないかと思えるのですけれども、その辺のところは御存じだと思いますので、御返事いただきたいと思います。

○政府委員(安達徳二君) 御指摘のように、この輸出映画振興協会等を通じて行なわれました映画のねらいが、どちらかといえは東南アジア等をねらいとしたということは私どもも伺っておりますし、その年にはかつての沖繩も入っておったというようなことも伺っております。

○鈴木美枝子君 沖繩の映画もございまして、私はその作品を三年ばかり前に見たのでございます。

けれども、沖繩の人々がたいへん封建的な人々のようには扱われておりまして私は全然としたのでございますけれども、しばらくその映画を見終わつたあとで映画館の前に立ちつくしながら、あれを見た沖繩を知らない大ぜいの観客の人たちは沖繩の人々をどうとらえるだろうというふうに思つた次第でございます。そういうふうなことは文化としてよいのでしょうか、どうでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(安達鶴二君) 映画は一面におきましては企業の製作作品でございますけれども、他面としては芸術作品でございます。その内容等についてどういふものがいけないとかというふうなことを積極的に国が言うべき問題ではなくて、やはり映画製作者の良識に待つべきものである。国はいたしましては、優秀な映画の製作を促進するように措置を講ずる、こういうことがこういう種の問題に対する基本的な態度ではないかと思ひます。

す
○鈴木美枝子君 映画に対して国が口出しをしな
いというそういふ点において、最近の「戦
争と人間」について「自由新報」の中で、「戦争と人
間」のような作品に輸出振興協会から金を出す
とは問題だというふうに書かれているのでござい

ますが、その点についていかがでございますしょうか。

○政府委員(安達健二君) 私は、いまの御指摘の事実を承知いたしております。

○鈴木美枝子君 お読みになっていないとしたら、いま国が口出しをしないということについて、これは、口出しでない、一つの世論のあり方でございまして、そういうことが影響力を持つていくというところは御存じのほうだと私は思うのでございまして。やはり、映画で仕事をしている全映画人が、さつき大臣がおっしゃったように、純粋に血みどろに二十七年間やってきたという中で、最近の映画の不況の中で、こういういけなさは言わないけれども、「自由新報」の中で書かれるような発言は影響力を持つたのだというところを御存じおきいたいただきたいというふうには思っています。その点について、大臣に一言お伺いいたします。

○国務大臣(高見三郎君) 私どもは、輸出振興のために映画に対する特別の措置を講ずるよりは、いま一番大事な問題は、日本国内における映画人口といふものがだんだん減っていつておる、この事実を重く見なければならぬと思っております。ただいま減つておると申しまして、日本の映画人口は年間二億五千万人に上つております。が、いい映画を奨励してつくることによつて、日本の映画人口といふものをふやしていくというところを考へることが外貨獲得よりもはるかに大きな問題である。映画が与えるところの芸術的な影響といふものを真剣に考へます場合には、優秀な映画を積極的に推進をしていく、奨励をしていくという姿をつくるのが何よりも大切なことではないかと、かように考へておるわけでありま

す。アメリカ映画は、どのぐらい輸入されて

○政府委員(安達健二君) ちょっと承知いたして

○鈴木美枝子君 アメリカ映画は八割輸入されて

○政府委員(安達健二君) 輸出振興といふことで映画に融資をするというふうな考へ方は、一応現在ではないわけでございます。通産省におきましても、特にそういう意向はないと何つておるわけでございます。

○鈴木美枝子君 それでは、前の話とちよつと違ふところでございまして、三月で打ち切られた作品内容がどうもそういう方向へ、東南アジア向けの作品が多いといふことに関連していまそう申し上げたのでございまして。でも、これは過ぎたこととございまして、一度そういう過ぎたことを手がかりにしながら将来のことについて聞きたいのでございましてけれども、日本映画輸出をこの三月で打ち切られた、その一つの例を検討しながら考へるのでございましてけれども、七一年から優秀映画奨励金をお出しになつてくださるそうでございますけれども、どのぐらいお出しになるのですか。

○政府委員(安達健二君) 趣旨につきましては、先ほど大臣からお話のとおりでございますが、予算をいたしましては、映画一本について一千万円、十本の映画を年度間において交付すると、

こういふ予定でございます。

○鈴木美枝子君 日本映画は、世界の中で多量生産国でございます。一番多数につくつてゐる国はインドでございます。その次に日本は本数が世界で二番目に多い国でございますから、一九六〇年までは年間三百本つくつておりました。最近では映画人口がなはいといふながら二百四十本製作しております。二百四十本の年間製作をしてい

○政府委員(安達健二君) いまお話しのように、年間二百本ぐらいの映画が製作されるわけでございますが、優秀映画として世にすすめると同時にその製作を奨励するようなものといたしましてどの程度のものがいいかといふことは、必ずしも言いがたいのでございましてけれども、一千万円といえども、予算を計上し、税金の中から出すわけでございますからして、それはやはり相当慎重なる配慮をもつてやらなければならぬと、そういう観点からいたしまして、従来社会教育局のほうで青少年映画といふことで優秀映画一千万を一本といふものがお出されておりました経過等を考へまして、これを十倍にするといふようなことであるならば、相当数の優秀映画が奨励金の対象になり得るのではないかと、こういうことでございまして、また、年間出ておりますところの映画で、ベストテンとか、そういうようなものを見ておきますと、大体十本程度ならばこの奨励金の対象になり得るような映画も製作される見込みがある、そういう両者の点から勘案いたしまして十本といたしたのでございまして。

○鈴木美枝子君 日本映画二百四十五本の平均の一本製作費は一千万から二千万といふことになつてゐるのでございましてけれども、先ほど申しましたように、フランス映画の製作費は十八億、この経済的な大きな差の中で、監督や俳優は、世界の俳優、監督その他の人たちが伍して、そうしていい作品にしようといふ努力が長年の間やられてき

たわけなんでしょう。そして、いまおっしゃいましたように、十本の作品が、芸術家に渡るのでしょうか、映画会社に渡るのでしょうか。

○政府委員(安達健二君) 映画の奨励金の交付先といたしましては、映画の製作に発意と責任を負う者に与える、こういう考へ方でございます。具体的に申しますればプロデューサーをする人といふことでございまして、会社がプロデューサーの主体になる場合、あるいは個人が主体になられる場合もあろうかと思ひますが、会社であらうと、あるいは個人であらうと、映画をプロデューサーするといふ方でございます。われわれとしては、その人が映画の製作に発意と責任を負うと、そういう人に与えるべきものと考へておるわけでございます。

○鈴木美枝子君 それは、すばらしい映画にといふことでございまして。

○政府委員(安達健二君) まあ、すばらしいといふことがちよつとむずかしいわけでございますが、私どももいたしましては、優秀映画といふような概念はなかなかむずかしいところがございますけれども、考へ方といたしましては、やはり、映画の企画、内容、表現、あるいは技法等が総合的にすぐれていると認められる映画であるか、あるいは、そういう全体というよりは、企画、内容、表現、または技法のいずれか一つでも非常に特色があつて独創的であると、特にそういうものを優秀映画といふように言ふことができるのではないだろうか。それは、結局、すばらしい映画であるとか、感動を得るとか、あるいは必ずしもいわずに芸術作品でなくても、娯楽的な映画でございまして見る人に健全なこゝろを与え、そして、そういうような映画もまた対象になり得るものと考へてゐるわけでございます。

○鈴木美枝子君 まだ作品ができていない前に優秀な映画といふきめ方があるとしたら、でき上がった作品に奨励金をお出しになるのですか、でき上がる前ですか。

○政府委員(安達健二君) でき上がったあとでございす。

○鈴木美枝子君 わかりました。

最近、ボルノ映画とか、そういう問題に警察の介入があったというふうなことがございすけれども、経済との関連の中でこのことを言わなければならぬのでございすけれども、先ほどから申しましたように、日本映画は、フランス映画の十八億と比較しまして二千万円でつくっている。なおかつ、四年間の日本映画輸出振興融資資金が出ていて、日活の映画がすでに撮影所が売り渡されるという状態が起きている。そして、撮影所はすでに六九年の三月に十三億五千万円で電電公社の電通共済会に売り渡されていて、そしてその中に働いているカメラマン、監督、俳優は、まあ専属といいますが、契約の賃金をもらっている。作品がなければ契約の金ももらえない。私も、長年、自分で日雇いの人と同じだといふふうに思っているが身が割るようになって仕事をしていたわけがございすけれども、この融資の出ている四年間の間に日活がそういう状態になっているというのを前提状況にして、そこで働いている監督や助監督やカメラマンの人たち、そういう働いている人たちが、若い未来をなす映画人の人たちが、会社の命令で、撮影所も売り払っているから何とかしてみんなの給与を払うというたてまえでボルノ映画がとられたとしたときに、一体、その生活権はどうしたらいいでしょう、お伺いいたします。

○政府委員(安達健二君) 映画の製作について企業として非常に苦しい状態になっているというところは、私もかねがね聞いておるところでございまして、したがって、映画に熱意をもって当たっておられる方がその創意工夫を発揮できない、あるいはまた、それを放棄せざるを得ないような状況になるというところは、はなはだ悲しむべき事態であろうと思っております。しかしながら、国としてあるいは文化庁という立場からいたしますと、これはやはりその個々の会社

の企業の助成というわけではございせんので、あくまでも映画そのものを芸術文化的な作品としてそれがよりよいものがつくられるような情勢をつくり上げるということであらうかと思っております。そういう観点から、先ほども申し上げました、大臣からお話がございましたような趣旨で、優秀映画の製作のためには奨励金の制度をもつてまずこれに対処すべきである、こういう結論になっているわけがございす。

○鈴木美枝子君 日活で働いている映画人も、決してボルノ映画をつくりたいと思っているのではないということ、私たち同じ仕事をしている人間はわかるのでございす。日活撮影所には、千人の労働者、芸術家、監督、製作者、脚本、撮影、カメラ助手、映画助手の人々がいて、そして、会社からそういう映画をつくれと言われたときに、自分たちの生活権をそういう形で守ってきたという一つの矛盾を持っていると思うのです。その矛盾の中で、最近、五月それから一月に、警察の調べといいますが、介入されたといいますが、そういうことがあった。五月の段階では、個人個人呼び出されて、しかも若い女優さんが呼び出されたという状況を想像するわけがございすけれども、一人ずつ呼び出されて、そして映画を上映した中でこれがわいせつであるかどうかというような取り調べがなされているようではございすけれども、そういう調べ方はどうなんですか、お伺いいたします。

○政府委員(安達健二君) 私のほうは、捜査当局でもございせんし、実態もわかりかねますので、何とも申し上げかねますけれども、要は、やはりそういうボルノ映画ができるような素地をなくして、映画といふものの優秀なものを出そうという意欲を会社もまた監督の方も俳優の方も持たれるような状況をつくることにあるのではないかとと思ひます。

○鈴木美枝子君 つくれといった会社だけを警察は調べるといふことで終わることはできないのでしょうか。

○政府委員(安達健二君) 映画のそういうわいせつ罪等の成立要件というふうなことからいたしまして、映画の製作会社だけなのか、あるいは、それに出演した人、あるいは監督した人、その他の人もどういふ関係があるか、私はつまびらかにいたしませんし、あるいはその当事者であるのか、あるいは参考人であるか、私が答えるすべはちよつと持っておりません。

○鈴木美枝子君 十日ぐらい前に、警察の取り調べでは、監督、編集者、撮影、製作者、シナリオライター、プロデューサー、一人ずつ呼んでいるようではございす。日活の場合七十四人、そして書類を送検したというのです。で、ここだけの問題ではなくて、撮影所も売り渡された。そして、日活では、封切り館である新宿の映画館も丸井に売り渡された。そういう不況の中で会社がボルノ映画をつくれというふうな状態の中で、ことなので、警察の介入は全体をわいていない。そういう経済や、生きていくことや、未来の映画芸術を担っている若者が全部失望していくという状況へ追いやる形をもっているのじゃないかと、私たちから見るとごく権力的な感じがするのですけれども、そのことについて御返事を願ひたいと思ひます。

○説明員(川崎幸司君) 警察が御指摘の日活ボルノ映画を取り締まっておりますのは、御案内のように、刑法百七十五條に該当する容疑ありという立場で取り締まっております。社会的なそういう事案につきましていろいろのむずかしい問題があるかと思ひますけれども、警察といたしましては法律判例の示すところによりまして良識をもって取り締まるといふ態度で取り締まっております。いろいろな多数の人を取り調べているじゃないかという御指摘がございす。百七十五條につきましては、御案内のように、わいせつ物の頒布、販売罪、あるいは公然陳列罪というふうなものがございまして、そういうふうなものにつきまして共犯関係その他も法律的には当然出てくるわけがございす。そう

いう意味で、また、何といひますか、被疑者としての取り調べだけじゃないに、そういう事実関係を固める上で参考人としてお越し願ひという場合もあり得るわけがございまして、かような取り締まりにおきましては相当多数の人数にわたるというところは、やむを得ない捜査の常道になつておるわけがございす。

○鈴木美枝子君 十日前に、一月と五月に映倫も調べたといふことを伺つたわけがございすけれども、映倫といふのはどういふものでございすか。

○説明員(川崎幸司君) 映倫につきましては、新しい現在の憲法がつけられましてから、従来の検閲制度が廃止されたといふこととの関連においてできた機関であつて、映画業界の自主規制機関であるといふふうに承知いたしております。

○鈴木美枝子君 民間のということがたいへん重要だと思ひます。民主主義の日本の国でございすから、民間の自主的な倫理機関といふそれをお認めになつてゐるのは国家のことだと思ひます。そこがものすごく私は重要なことだと思ひます。その民間の倫理機関におまかせすることができないといふのは、どういふことでございすしょうか。

○説明員(川崎幸司君) 私どもは、この種の問題につきましては、御指摘のように、自主規制によつて問題が生じないような状態になるというところが最も望ましいことであるといふふうに思っております。しかしながら、自主規制の審査を通過したものでありまして、法律に抵触するものを警察としては黙認放置するといふことは法のたてまえ上できないといふふうに考えておるわけがございす。

○委員長(大松博文君) 鈴木君に申し上げます。予定の時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○鈴木美枝子君 その民間の倫理機関へ抜き打ち的に入っていくことは、どういふことなんでしょう。

につきましては、何といいますが、警察が映倫について警告その他の処置を十分に何らとつてなく捜査に入つたものじゃございませんでして、それは映画界のことに詳しい鈴木先生でございますのですでに御案内のことだと思つてございしますけれども、警視庁から、二年ほど前であつたかと記憶いたしておりますが、映倫についてこういふ点について十分注意してもらいたいという警告をいたしておるわけでございます。そういう上で今回の日活ポルノ映画が百七十五条該当ということで捜査に相なつたわけでございますが、捜査それ自身につきましては、これは捜査として当然に映倫につきまして共犯関係ということも考えられますので、そういう活動をいたしたのは捜査上の常道でございます。

していただきたいのですけれども、とにかく失業状態である千人の日活の人たちが会社の命令によつてつくつたボルノ映画、映倫の人々と警察の方たちと失業しかけている人々が総合的に話し合えることが文化的な国だというふうに私は思うのでございますけれども、警察がたびたびそういうふうにしますと、日本じゅうの人たちが警察をこわいというふうに見ていくと、まるで文化的なものが消えてしまうような感じがいたしますので、その作品内容について問題があるにしても、基本的に文化ということをとてまえにしながらやっていただきたいと思うのです。そして、映倫にまかせるというたてまえをおとりになっていただきたいのですけれども、どうぞ、まかせるといふことができるかでないか、もう一回お聞きしたいのです。

すように恐縮でございますが、私どももいたしましては、映倫の立揚なり審査というもので問題が起らないというふうになることが一番望ましいというふうに考えておるわけでございます。しかし、さればといまして、審査を通じたもので

○鈴木美枝子君 日活でも、会社の命令を押し切っていい作品をつくらうとしているわけです。ですから、警察の介入をやめていただきたいと思っています。御返事願いたいと思います。

のにつきましては、警察がいねゆる先生のおつしやる介入するといふうなことは毛頭考えておりません。

○鈴木美枝子君 書類を送検したというのは、犯

○説明員(川崎幸司君) 正確に申し上げますならば、犯罪を構成している容疑があるということではございません。

○鈴木美枝子君 容疑だけなら、取りやめること

○説明員(川崎幸吉) 犯罪かどうかは最終的には裁判所において決定されるものでございます。したがって、それ以前の段階の捜査段階におきましては容疑という段階になろうと思います。

○説明員(川崎幸司君)　そういう御質問には非常にお答えしにくくて、まあこういうことを言つたらおしかりを受けるかと思ひますが、刑罰法

あろりかと思ひます。俗に言ひましても、どろぼうが、どろぼう趣味でやつてゐるという者も中にはおるかも知れませんが、大半の人たちは食ふに困つてやつておるのじやないかというふうに使

にするのはおしかりを受けるかと思いますが、それ
も、いずれにいたしましても、生活権とかさうい
うようなものにつきましては、何といえますか、
警察の分野じゃございませんでして、私どもと

辺で御了解をお願いしたいと思います。
○鈴木美枝子君 時間がたいへん延びて申しわけ
ございませんでした。

だきたいと思うのですけれども、そういう失業をかけている人々が、会社の命令によってつくらなければならぬ、そしてそこへ警察が入ってくるという矛盾の中で苦しんでいるわけでございます

かむらす 洋画が盛んになって日本映画がたぬ
なるといふ理由の中にも、いまのような一つの問
題があると思うのです。その他について、ただ全
を出せばいいというものではなくて、どういふ所

ロキ一問題ではなく、科学的な問題を持つてゐる人間の問題にかかわる映画産業でございますから、その点について文部大臣の最後の希望を持つようなことをどうぞお願いいたします。

が希望が持てる状態であるかどうかはわかりません。しかし、私どもが今度優秀映画について奨励金を出すというたてまえをとりましたのは、私

ということが一番大事な問題である。映画が持つ
おりますところの芸術性、文化性というものを
二分に発掘させるという努力が映画人にとって
一番大事な問題であろうと思います。

めには、日本で優秀な映画をつくるという方向へ指導の重点を置いていきたいと、かように考えておるわけがあります。一本一千万円という奨励費

「場合によれば三十本くらいはそれを見るかも知れない。でも、それはあくまでも鑑賞者の楽しみであって、その鑑賞者が何を求めたかによって異なる。たとえば、ある人は毛頭と云うものを求め、またある人は修身の教科書の引き伸ばしのような映画を必ずしも優秀映画として認めるつもりは毛頭ございません。芸術性というものを中心に、いろいろの選定をやつて、きこい、よさうなものをあつちへ送る」

います。要は、私は、外国映画が日本にはんらと
しているということを御指摘になりましたけれど
も、日本映画は何をしているんだと私は言いたく
なっています。日本映画がもつ真実な態度

心から念願をいたしておりまするし、私自身もう
ういう方向に向かつてひとつ援助の手を差し伸べ
していきたい、かように考えておるといふことな
す。

つと良秀 弘は、文化財保護の問題につき
やめていただきたいと思います。お願いいたし
す。

最近、埋蔵文化財の破壊ということが大きな
題になっております。一例をあげますと、奈良
におきまして、ことしに入りましてからかな

たつわけですが、今年度の予算では、御承知のようにな、かなり公共事業に対する予算がつけられています、不況脱却ということではいろいろな面での開発が相当行なわれます。特に住宅関係などは相当進むでありますし、また、特に現在金融が緩進した時点においては土地を買入人がふえた、こういうこともいわれておりますと、やはり開発が相当進む。そうなると、少なくとも通常国会においてはきちんとしたものができなければ、それまでも私は待てないと思うのですけれども、それまでの暫定的なやり方としては、現在の法の中でのゆるる行政面できびしくやっていく以外にないとい

桜井市というのは、そんなに財政的に豊かな市ではなくて、非常に大きな負担になっておる。その中で一番多いのが人件費でありまして、六百四十一万九千円というのが人件費でございます。こういうようなことで、せっかくの学校も建てられなくなりまして、現状では、非常に負担になっておられますが、こういう場合には、国としてはどういふふうなことができるわけですか。要するに、市がふうなことをやるわけですか。要するに、市が小学校の用地を買う、そして買ったところから道路が出て発掘した。事業者負担ということにならば市になってしまふわけですが、それに対して国庫の補助等は対象にならないわけですか。

○矢追秀彦君 一応そういうことで現行ではやむを得ないかと思いますが、そういう遺跡がたくさんあるところがそのために市の財政が非常に曲がっている、こういうことに對してはどういう措置をされますか。

○政府委員(安達健二君) 將來の課題といつたしましては、特にその市町村等が財政力が非常に弱く、それに対して発掘の費用が非常に大きいと、そういう場合につきましては、その発掘調査費もこれにつきましても補助の道を開いていくべきであるとか、かように考えておるわけでございます。

○矢追秀彦君 それは將來の問題であつて、今年

何階になるかわかりませんが、こういふふうな場合、この古墳だけが、たとえいじられなくても、かりにそのまま残されたとしても、まわりにゴルフの練習場があり、ボウリング場ができた場合、ただ古墳自体の価値としてはそのまま残ったとしても、この古墳を中心とした環境保全ということでは破壊になってしまふ。この辺はその辺で線か引くべきであるとお考えになりますか。

○政府委員(安達健二君)　まず一番目の基準は、その地域その土地が、古墳なら古墳の重要部分ういいますか構成部分であるかどうかということとここでございますして、構成部分については、当然指す

の対象として保存すべき問題である。ただ、それじゃ、堀のすぐ横のところに大きな建物が建つておかしいではないか、こういう御指摘もあると思うのでございませう。これは、いわばそういう環境の保全という問題にならうかと思ふわけでございませうが、現在のところは、いわゆる史跡の指定地について買い上げをしてこれを保護するというたてまえでございませう。周囲をさらに保存するということは、いま個々の史跡等には行なっておりません。たとえば、風土記の丘とか、そういう問題につきましては、その地域を広く取りまして全体として保存をするような方向になつておるわけでございませう。したがって、史跡の重要部分とはこれはやはり指定をして保存すると。その他の土地につきましては、まあできれば残したいけれども、現状ではなかなか無理であるということとございませう。

なお、茶臼山の古墳につきましては、国の指定の予定地につきまして奈良県と協議をいたしておるわけでございまして、現状で残っている堀の部分については、これはぜひ指定して残していきたい、こういうことでございませうが、もうすでに堀としての現状を残していないようなものにつきましては、これは指定をするというのなかなか困難ではないかというように考えておるところでございませう。

○矢追秀彦君 もう一つはつきりしないわけでありませうけれども、いま言われた風土記の丘というよりな考え方もありますけれども、その辺のワグといひますか、線といひますか、もう少し明確にしていかなないとだめなんではないか。特に古墳がたぐさんある場合であれば、ある程度網も広げられるのでしうけれども、いわゆる一つある場合に、どこら辺まで保存するか。大体、いま、天皇陵の場合であれば、わりあいきちんとされておるのですね、各地の古墳を見ましても。宮内庁が管轄しまして、鳥居もつくりまして、ちゃんとしておる。ところが、天皇陵であるかもわからない場合もあるでしうけれども、大体天皇陵でない場合

合が多いわけですから、そういうものは、いま言ったように、もうぎりぎりのところまで開発が進んでしまつてしまふ。こういうようなことではやはりまずいのではないかと、私はこう思ふわけですが、でも、だからいまお伺いしたんですけれども、まず一つは、古墳そのものの価値をどう残すかというところで、どの辺まで幅を取るか。もう一つは、環境保全という点からどうとらえていくか、二つあると思うのですが、その辺の調和といひますか、その辺をもう少し明確にしないといひますか、いらないかと思ふのですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(安達健二君) 古墳という場合には、もしその周囲——堀がございませうれば、堀の部分も当然古墳の範囲に含めて指定をすべきものであるというところが第一点でございませう。

それからその堀を越えた、堀以外の周囲の部分についてはどうかということになります。現状の文化財保護の立場だけでまいますと、それを越えた部分については、直接保護の対象にしたい事情にある。そこで、古墳等がたぐさんございませうなところは、風土記の丘というよりな形で、広域的な保存方を講じておる。それから第三の方法といひましては、都市計画によるところの公園緑地というよりな形で、その都市計画等の土地利用の一環としてそういうものについておるべく緑地として公園用地として保存をしていただいて、両者協調いたしまして、史跡といひますものをばつんと保存するのではなくて、周囲のよい環境の中で古墳等を守っていくといひ、そういうことを実際の行政面におきましては行なつておる、こういうことでございませう。

○矢追秀彦君 時間があまりありませんので、ちよつとまた話題が変わりますが、これは福井県の三方郡三方町鳥浜の貝塚でございませうが、これが河川の改修工事との関係でいろいろ問題になりまして、どうしてもこれは保護してもらいたいという要請が若狭考古学研究会というところから出ております。ところが、実際に河川のことを頭

に考えますと、どうもこれは破壊されてしまふような感じを受けるのですけれども、こういう非常にむずかしいところの保存はどういうふうになされてまいりませうか。

○政府委員(安達健二君) 御指摘になりました福井県の鳥浜貝塚というところは、縄文時代早期・前期の泥炭性貝塚といふことで、東西約七十メートル、南北約六十メートルと推定されておるわけでございまして、これは一九六七年と六八年に学術発掘調査が一部で実施されてその性格が明らかにされてきたわけでございませうが、この遺跡の中心部には鱒川(はすがわ)が横断しておりまして、その河川の改修工事が計画されておるわけでございませう。

四十七年、ことしの三月三日に、この河川改修工事着手のための発掘届が文化庁に提出されてまいりました。届によりまして、工事着手前に河床・州の部分で必要な箇所について発掘調査を実施すると、こういうよりなことになるわけでございませう。この発掘調査等につきましては、この工事が河川改修という目的でございまして、これはやむを得ないといふことで、事前に発掘調査を実施するように通知をしたというのが実態でございませう。

○矢追秀彦君 これは、調査をやつたあと、どうされますか、そのまま保存するのは非常にむずかしいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) まあ貝塚というの全国にいろいろあるわけでございまして、その貝塚といひますもの日本全体の鳥浜貝塚の中におきまして、この貝塚を現状のまま保存するか、あるいはこれを河川工事のためにやむを得ないものと判断するかという問題にかかつてくるわけでございませうが、調査の結果も見なければなりませんけれども、どちらかといへば、河川工事のためにやむを得ないといふことで、記録保存にとどめるもやむを得ないのではないかと考えておるところでございませう。

○矢追秀彦君 この学者の先生方によりまして、

何か五千五百年から六千年前の植物性遺物を出土する遺跡としては本道以外には日本では発見されていらない、日本唯一のものである、こういうふうに言われておりました、そのためにどうしても保存してもらいたい、こういうことであります。が、このために河川のほりを動かすといふこともなかなか現状ではむずかしいかと思ひますが、いまのお話だと、記録調査だけで、あとは河川の改修によつて破壊されてもやむを得ない、こういう立場であります。何とか技術的に保存する方法は見出せないものか、まあ河川のつけかえといひのはちよつと無理かと思ひますけれどもね。やむを得ず記録だけにとどめると、それでもこの学者の方たちが納得されるかどうか、その辺はいかがですか。

○政府委員(安達健二君) 先ほど申し上げましたように、日本における貝塚そのものの中でこの貝塚がどのような地位を占めるかといふ問題でございませう。御指摘のように、河川の改修という工事でございませう。どうしても河川の改修をやめてこれを残せといふことはわれわれとしても非常に言いにくいところではございまして、現在の程度のような状況下であれば、やはり記録保存にとどめるもやむを得ないのではないかと思つておりますけれども、調査の結果等もよく見ました上でまた最終的な判断を下したいと思ひます。

○矢追秀彦君 ついでにちよつと天然記念物のことになりませうけれども、これは新宮市にある浮島という有名な天然記念物で、昭和二年に国で指定をされております。これが現在破壊されてしまつて、このままいきますとおそろくこわれてしまふのではないかと。島も分裂してしまつてしまつてしまふ。要するに汚水のために。また、まわりの住民は、この汚水のおかげで蚊がたぐさん来て困るとか、よごれていてこんな天然記念物はなくてもいい、こわしてしまふといふ強硬論者まであります。要するに、あれの原因は、一つは下水をちゃんとするのを怠つたこと、あの天然

記念物があれだけ大事なものであるとすれば、あんなぎりぎりまで家を建てさせたところに問題がある、そのまわりにずっと建っているわけですから。その下水のために、石けんのような色や変な色になってしまつて、せつかくの浮島というのが浮島でなくなつてしまふ。そして、台風と両方でもやられて壊滅状態と、こういうような状態ですが、要するにその記念物だけを幾らやってもだめです。やはりある程度幅を見て、まわりのことを考えなければ、何の意味もない。これは古墳も同じだと思ふのですけれども、こういった点について、私は、文化財を保護するといふ面でも、環境保全とあわせましてもう少し広くとつていくという方向にしていかなければならぬと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(安達健二君) 浮島の植物群落、これはミズゴケの湿原のなごりになっておるわけでございますが、当該指定地は、表面から見ますと海より二メートル高いのでございますが、十メートルにボーリングをいたしてもなお底に達しないといふことで、いわば浮いておるわけでございます。したがつて、海よりも結果的には低いといふようなことで、周囲に住宅がございまして、その汚水がこの浮島の堀のほうに入つてきておると、こういうことでございます。

この保存策といたしましては、従来、矢板の整備をするとか、堀のしゅんせつをするとか、いろいろやつておりましたけれども、効果があらならないままになっておるわけでございます。問題点は、やはり、その近所の住宅の汚水の排水設備を十分にすること、これが一番大事なことでございます。これはまあ文化財といふよりは都市計画なり下水の処理計画の問題でございます。この点につきましては新宮市との間でいろいろ協議をいたしておるわけでございます。また、新宮市におきましては調査団を組織してこの面についての調査をしたいといふようなことでございますので、われわれとしても、できるだけこの調査に協力いたしますと同時に、この浮島をせめて何とか守る

ような方法——同時に住民の方々の下水処理等にも益するわけでございますので、そういう点につきまして市とも十分話し合ひをしていくようにいたしたいと思ふ次第でございます。

○矢追秀彦君 まだ私も相当そこらじゅうをほつつき歩きましたいろいろなものを見てきておるのですが、時間がございせんからこれで終わりますが、最後に大臣にお伺ひしたいのは、先日の委員会では教育という問題についての政府の取り組み方が非常に弱いという点をいろいろ指摘をいたしましたけれども、この文化財保護といふことを非常に言われておりますけれども、現実問題としてはまあいまの河川のこれは非常に技術的にむずかしいから、それだからというわけには言ひませんけれども、どうも、開発といひますか、経済成長といひますか、そつちのほうに片寄つてしまつて、いまこのような高度な社会の中にあつて一番大事な日本人の心のふるさとといひますか、そういう文化財が、一部は保護されておりますけれども、全体的に見ますと、いろいろな面で破壊をされ、大事なものが失われていく、こういう開発と保存といひますか、その辺をこれからどう考へていかれるのか。ただ文部大臣がわいわい言つたつて、政府全体がその気になつて進まなければ、何にもならないと思ひます。特に、文化財を保護する場合、かなり地域全体の上に立つた計画といふのが必要だと思ひます。その点をどうお考へになつておるか、これがまず第一点。

それからこれは先日大臣にお伺ひいたしました、高松塚古墳のあの壁面について、朝鮮民主主義人民共和国との間にすでに交流をしていふと、学者の招請について足がかりはあるんだと、こつち言われましたが、法務大臣のほうから高松塚の学者等の交流については入国を許可すると、こつちういふふうな話であるといふことを伺ひました。その間は話だけでありましたが、具体的にどの辺まで進んでおるか。実は、わが党の訪朝団がきょうちようど共同声明が調印されますが、その

項目の中に入つていないようでありますけれども、高松塚の問題については向こうとはコミニケーションを持つてきておりました、まだ委員長が帰つてきておりませんので詳しいことは聞いておりませんが、向こうのほうもそういう面ではかなり積極的であると聞いておりますが、その辺をもう少し具体的に線をお伺ひして、その二点をお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、第一点につきましては、時代の変遷といふものをしみじみ感じます。と申しますのは、名神高速道路ができますと、文化財保護委員会が——当時文化財保護委員会であつたのであります。古墳群があるといふことで猛烈な反対をいたしました、ずいぶん文化財はわからぬやつがそろつていたといふような評価をされておつた時代から、今日文化財を保護しなければならぬといふことのほうが優先的に考へられるようになったといふところに私は時代の移り変わりといふものをしみじみ感じます。御指摘のように、これは政府全体として開発と保護とをどう調和させるかといふ問題に本格的に取り組まなければならぬと、かやうに考へておるのであります。埋蔵されております文化財につきましては、すでに分布図をつくつてみましたけれども、その分布図をつくつたあとにおきましてさらに十何万カ所といふものを追加しなければならぬといふ状態になつておるのであります。おそろくもう一ぺん改定をいたしましたも、さらに調査をいたしますもつとふえてくる状態も起り得ると思ひます。ただ、問題は、開発と文化財の保護との調和をどの辺で話し合ひをつけるかといふことは政府全体の問題であらうと考へます。私は日本民族の残した文化財の保護につきましては全力をあげてこの保護に当たりたいと、かやうに考へております。

第二点の高松塚の古墳の問題であります。先ごろ私は北朝鮮との間の非公式の折衝はいたしておるといふことを矢追さんにお答を申し上げました。私は、これは北朝鮮だけの問題じゃありません、イタリアからも保存学者を実は招請するつもりでおります。また、できることならば、国境、政治形態を越えて、中国も参加してくれらるならば、これにこしたことはないと思つております。非公式な話でありますけれども、けさの閣議後の記者会見におきまして、前尾法務大臣は、學術調査のために北朝鮮から来るといふことならば、これに對して自分は反体をする意思はないといふことを発言されておるようであります。これは、しかし、北朝鮮だけの問題じゃございせん。韓国も同時に考へなければならぬ問題であるといふことが言えるわけでありまして、世界のあらゆる考古学者あるいは保存学者等を網羅いたしまして、実は、政府がやるのじゃなくて、民間の學術調査団といふものをつくらせまして、その民間の學術調査団が招請をするといふことでない、国交が回復していない国で政府が招請するといふわけにはまいりませんので、その辺はひとつ御理解をいたしたいとおきたいと思ひますが、一応いまの段階ではそういうことで進んでおるというように御理解をいたしたいと思ひます。世界じゅうのおもな学者に来てもらつて、それで學術調査団といふようなものを組織いたしまして、補助金は政府が出しますけれども、民間の団体で招請する、それを政府は入国等の関係につきましてはバックアップしてあげるといふ形で実現を見たいものだ、かやうに考へておるわけでありまして、さよう御承知をいたしたいと思ひます。

○矢追秀彦君 ちよつと、いまの民間の學術団体であります。現在もう既存のものの中でさういふ動きがあるのか、あるいは政府としてこつちう団体であればけつこうであらうといふ目安をおつて何らかの學術調査団をつくつてそれが朝鮮民主主義人民共和国あるいは未承認国である中華人民共和国からの招聘といふことを考へておるのか、どちらであるのか、その点をお伺ひして、終わります。

○政府委員(安達健二君) 今度の調査は、総合的

第六部 文教委員会會議録第八号 昭和四十七年六月六日 【参議院】

一

な學術調査といふことでございまして、考古学とか歴史学、それから美術史学といふような各方面の学者の協力による総合的調査といふことに重点を置く必要があるかと思ひますので、したがひまして、そういうものでございまして、やはり新しくそういう調査のための団体を組織されるというところが望ましいのではないかと、かように考へておるわけでございまして。

○内田善利君 私、同じく文化財で質問したいと思ひますが、いま文部大臣並びに文化庁の次長の答弁をお聞きしましてその方向がわかるわけですが、私の場合は佐賀県の中原町の栗崎かめ棺遺跡についてお伺ひしたいと思ひますけれども、私も最近見てまいりましたので、文化庁としてはこの遺跡をどのように評価されておるのか、まづお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 御指摘になりましたのは、佐賀県の三養基郡中原町所在の栗崎遺跡でございますが、これは大倉地所株式会社という会社が住宅地の造成のために事業に取りかかるその地域内に古墳が三基とそれからかめ棺の包蔵地がございまして、現在は雑木林になっておるところでございます。そこに二月の下旬に県の教育委員会と町との会社とが打ち合わせをいたしまして事前調査をしようといふことで、三月二十一日に文化庁に発掘届が出てまいりました。文化庁といたしましては、事前の調査と、重要な遺構は保存してほしいという指示をいたしたわけでございまして、三月の十二日から三月中旬一ぱいにかけて、古墳が二基、石棺が九基、かめ棺が八基出てまいりましたわけでございまして、それから四月の七日八日ごろになりましたかめ棺の墓地在り見されてまいりましたわけでございまして、四月の二十日ごろ、県の教育委員会から情報を入りましたして現地調査をいたしました。現在は、その発掘調査が開始をいたしておるところでございます。

問題点は、この古墳につきましましては、実はたいへん残念なことではございますが、十分な調査がされないままに破壊されてしまったということが一つございまして。これは私も知らなかったところでございますが、これは遺憾なことではございまして、ただ、かめ棺のほうの問題になりますと、かめ棺といふものは一種の骨等が入ったところの遺物でございまして、そのかめ棺を出してしまつたあと土地をどうやって保存するかという問題でございまして。かめ棺といふものは大事に保存しなければなりませんけれども、かめ棺がある土地といふのは、いわば共同墓地であつたといふことでございまして、その共同墓地であつたといふことの土地を全部そのまま残さなければならぬかどうかにについては問題があるわけではございまして、かめ棺は大事にしなければなりませんけれども、そのかめ棺があつたところを全部そのまま保存しなければならぬかどうかにについては疑問があるわけでございまして、われわれもいたしましては、十分な発掘調査をいたしまして、かめ棺の実態と、また、その中に含まれておる人体等の調査を完全にするのが第一の要件であらうと考えておるところでございます。

○内田善利君 私は文化庁の評価をお聞きしたわけですが、現在わかっているところでは、かめ棺が約二百基、人骨が八十体発掘されたようです。そういうことで、西日本あるいは全国でも有数の古墳群であらうと、このように佐賀大学の先生も言っておられるわけですが、そういう重要な評価すべき遺跡であるならば、もう少し積極的にやつていただきたいと思います。

もう一つは、知らなかったといふことですが、これは郷土史家の松尾慎作という方が膨大な本にこのことを言っておられるわけですね。そして、私も見ましたが、古墳は男塚、女塚ありまして、上のほうに大体一メートルか一メートル五十のところに石棺がある。その下三メートル、四メートルのところにかめ棺が約二百あるわけですね。最初、県の教育委員会のほうの調査団は、わずか十八日間調査を打ち切つてゐる。ところが、佐賀大学の学生約二十名がブルドーザーに迫られながら調査をしてかめ棺を二百発掘した、こういう状況ですが、私は前委員会でも山口県の大塚の事情を質問したことがありますが、あそこの場合も、高校生、大学生がブルドーザーの前に立ちあがりながら一生懸命になつて民族史料である古墳を発掘してゐた、そういうことなんです。今度の場合も、県の教育委員会の調査団が中止した。まあ理由は業者との約束の期限が切れたといふことでやめておられますけれども、このような貴重な古墳であつたからこそ、佐賀大学の学生もブルドーザーに迫られながら発掘して、そうしてこの膨大な二百に及ぶようなかめ棺を発見してゐる。かめ棺自体も、私の見たところでは、非常に優秀なかめ棺なんです。二百もいっただけがつくつたんだらう。おそらくその近辺で野焼きでこのかめがつくられたに違ひない。あのような大きなあのようなすばらしいかめができたといふことは、やはりそういう要素もあつたのではないかと。また、人体も、骨折のあとが見られたり、それを治療した医術的な当時の技術というふうなものもわかる。あるいは、古墳群ですから、男女の比率とか、あるいは身長によつて体格のぐあひとか、いろいろわかる非常に重要な古墳群である。私の見たところ、付属装飾のものがあんまり出ていないんです。盗掘されたのかどうか知りませんが、幾分盗掘されたのでしやうというところを言つておりましたが、付近にまだ小山があつて、私の貧弱な頭で考えても、ああ、あそこにはまだありやうだ、あそこにはひよつとしたらその辺の豪族といふか貴族といふか、そういったものの古墳もあるんじゃないか。ほとんど庶民的な古墳群でありますから、そういうことを考えますと、これは相当大事な古墳群じゃないかと思ふのですけれども、教育委員会が調査を打ち切つた段階でまた学生が探究して発掘した。山口県の例もありましたように、私は、こういう学生たちが一生懸命になつて民族の尊い史料を発掘している、こういう状況を見まして、考えねばならぬことじゃないか。いま文部大臣の保護が開発

かという御答弁もありましたけれども、学生のこゝろにたいしては文部大臣の考えをまずお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 先ほど答弁がございましたが、発掘についての原因者負担、受益者負担、こういう立場から開発公団は発掘調査並びに報告までやるわけですから、文化庁に対する報告までの人件費を国民が受益者だと思ふのです。そういう開発公団等がそういうふうな受益者負担、原因者負担といふことで負担すること自体が大事な民族の遺産を破壊していきやうじゃないか、こう思ふので、国庫補助等をして調査すべきじゃないかと思ふのです。いま申し上げましたように、松尾慎作氏のお話では、近くの森にはまだ遺跡があると。しかも、私は、それは先ほど申しましたような遺跡があるんじゃないかと、そのように思ふわけですが、そういうたまたまの対する事前調査、そういうことも国庫補助でなすべきだと思ふのですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(安達健二君) 先ほどのことをちよつとだけ申し上げさせていただきますのでございまして、かめ棺の保護の問題と、かめ棺を掘り出したあとの土地の問題とは、一応區別して考へ

ておるわけでございます。かめ指自体は、これは十二分に完全に調査をする必要がある。そして、また、それを保存していかなければならないというものを申し上げておるわけでございます。したがって、そういうものについて十分の調査を終わつた後でなければ工事に取付かないように今後とも十分指導をしていきたいということでございます。

それから第二の発掘調査の原因者負担の問題でございますが、この点につきましては、かねがねから先生の御指摘もあつたところでございます。開発工事等に伴う発掘調査の費用の負担につきまして、国なり地方公共団体が全部負担するか、あるいはその原因者である工事担当者も負担するかという問題につきましては、これは世界的には両方の傾向がございます。原因者だけに負担させているところと、全然負担していないところとございます。わが国はいわば両方の制度を採用してあるわけでございます。考え方として全部国または地方公共団体において負担すべきであるという考えも十分わかりますけれども、また、現在の状況からいいますと、逆に原因者が負担することによつていろいろなものについての意識を十分持つてもらふということもまたそれなりの意味もあろうかと思ひます。その土地について付着しておるいろいろなものについて十分な費用負担した後にその土地の所有者が使い得るようにするということも公平の原則からすればある程度十分な予算を確保するところもあろうかと思ひます。この点につきましては、今後の課題といたしましては検討に値するわけでございますが、現在のところはやはり両建て主義をとつていくことが適切ではないかと思つておるわけでございます。

○内田善利君 事前調査は……
○政府委員(安達健二君) それは、私どもとして現地とも打ち合わせいたしました。そういうものの可能性があるならば、やはり十分調査した上で工事に取付かかると考へます。

○内田善利君 五月二十七日から再び県は調査を始めています。これについては、この間の国庫補助です。これは出していただけですか。

○政府委員(安達健二君) 現在、県とも話し合ひをしておりまして、やはり相当大規模な住宅地造成をやつておるわけでございます。それ相応の負担を会社がするというのが当然ではないかと思ひます。これは町が住宅地を誘致するというところで非常に熱心になつておられることからして若干公共団体の姿勢が弱いようでございます。それでは、私どもとしては、事前調査は十分やり、それはやはり当該事業者が負担をしていくという体制をとつていくほうが望ましいのではないかと思つておるわけでございます。

○内田善利君 時間がありますので進めますが、盗掘が非常にあつて起つておるわけですが、これに対する取り締まりというか、そういうのはないわけですか。非常に心ない盗掘等がなされておると思ひます。文化財だからいいだろうという簡単な考え方で行なわれておるのか、それはよくわかりませんが、ある教育委員会ではそういう盗掘に対する文化財保護のためのパトロールが必要ではないかというふうなこともいわれているわけですが、その教育委員会が、文化財保護関係は非常に貧弱といいますが、人員も少ない、そういう状況ですから、これはやはり埋蔵文化財の盗掘についても対策を講ずべきではないかと、このように思ひますが、この点はいかがですか。

○政府委員(安達健二君) いわゆる盗掘といわれまふのは、保護法上のたてまえからいへば、學術のための調査という名目になるわけでございます。それ以外に、ただ、掘り出し物はないかと思つて掘る人もあつたかと思ひますが、私どもとしては、そういうものについては十分注意をするようにということを先般の都道府県の関係課長会議でも申し上げたところでございます。なお、そういう問題になりますと、教育といひますか、文化行政のサイドだけじゃなくて、やはり

り警察といひますか、そういう問題等の取り締まりという問題にもなるかと思ひますので、その点につきましては十分十分と検討いたしまして、そういうものがかりそめにも行なわれないうに十分な体制をとつていきたいと思います。

○内田善利君 最後、九州の教育委員長協議会から要望が行つておると思ひますけれども、九州は、古来、大陸文化の流入の拠点であつたし、古くは、古文化の流通の時代の中心地域であつたわけでありまして、したがつて、遺跡も埋蔵文化財も価値の高い貴重な文化財が多いわけですが、先ほども申しましたように、国道のバイパス、あるいは高速自動車道路、あるいは新幹線の建設などのために、国営による開発が非常に進んでおるわけですが、したがつて、九州地方の埋蔵文化財を保護する立場から、また、調査員が非常に少ないので、それを養成する立場から、あるいは緊急な場合に調査にすぐ行けるというふうな機動隊をつくることとか、そういうことから、九州地方に国立の埋蔵文化財の調査センター等をつくつていただきたいという要望が出ておると思いますが、これについてはどのようにお考えになつておるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 現在の埋蔵文化財の問題でいろいろな工事が行なわれる場合の発掘調査の体制が非常に不十分であるというのがわれわれの一番の悩みの種でございます。その充実につきましてはわれわれとしても非常に望むところでございまして、現在都道府県等では非常に努力をされておられますが、三年ほど前には百二十名くらいでございましたが、いまは二百名をこすくらいに発掘調査の担当職員がふえてまいりました。今後なおしきしき需要の増大する場合にはどういふふうにしていくかということにつきまして、やはり県で十分なそういう陣容を整えられることも、それらの今後の発掘について十分な指導体制といひますか、相談にあずかるようなそういう体制を、特に一地方だけということではなしに、全国的にそういう指導なり相談に応ずるようなしつかりし

た機関を考へるというよりなことを考へるべきではないかということで、具体的な方策等についてはいろいろ検討いたしておるところでございます。

○内田善利君 時間が来ましたので、最後に一言お聞きしたいと思ひますが、この間鳥類のことで問題にしたわけですが、天然記念物あるいは埋蔵文化財等については、先ほどお話がありましたように、開発が保護かという問題だろつかと思ひますが、これは行政の一元化ということから私たちが要望するわけですが、やはり何らかの方法で環境庁と連絡をとりながらやっております。それでないか、行政が分かれておると、まあいい面もあるかもしれませんが、やはり文化財を保護するという立場から、そういうふうにしていただきたら、このように思ひます。この点については、文部大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、環境庁の仕事は、現実に環境破壊の現象を食い止め、環境保全をするというところが環境庁の仕事であらうと思ひます。したがつて、日本民族の文化といふものを伝承するといふ意味においては、文化財保護の仕事を、むしろ文化庁がやることのほうが正鵠を得たものになるのではないかと、この考へ方に立つております。文化財保護の問題につきましては、文化庁が発足以来今日までいろいろとやつてまいりました。そのいろいろとやつてまいりましたことを予算的に見ましても、今長官が就任せられたから文化庁の予算は約四倍にもなつておるのであります。文化財保護の問題につきましても相当の業績をあげてきておる。ただ、日本にはたくさん埋蔵文化財の未確定のものがございます。この問題については、さらに文化庁で検討することのほうがより正しい行き方だと、かように考へております。

○委員長(大松博文君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時三十二分開会

教育、文化及び學術に関する調査を議題とし、午前との會議に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○萩原幽香子君　時間が非常に限られておりますので、きょうは、私立大学の別科、特に国学院大学問題についてアウトラインだけお尋ねをしてまいりたいと思います。

　学校教育法の第五十七条に、「大学には、専攻科及び別科を置くことができる。」とうたわれております。

そこで、まずお伺いたしますが、現在、別科を置いている大学名をお示しいただきたいと存じます。

○政府委員(木田宏君) 現在、大学の中で別科を置いておられますのは、国立大学は十校ございます。私立の大学は十五校ございます。大学の名前というところでございますが、国立につきましては、帯広畜産大学、岩手大学、千葉大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京教育大学、岐阜大学、三重大学、大阪外国語大学、宮崎大学の十校でございます。私立につきましては、亜細亜大学、太妻女子大学、国立音楽大学、国学院大学、上智大学、昭和女子大学、聖心女子大学、専修大学、東海大学、武蔵野音楽大学、武蔵野美術大学、早稲田大学、大阪樟蔭女子大学、近畿大学、高野山大学の十五校でございます。

○萩原幽香子君 五十七条の三項では、別科について、「簡易な程度において、特別の技能教育を」実施することを目的とし、「云々と、こう規定しておりますけれども、先ほどお示しになりました大学の特に私立の大学では、どのような教育内容を持っておりますのか、承りたいと存じます。

○萩原幽香子君 別科を卒業した者はその修業年限を通算して大学の学部に入用することは法的に認められないということになっておると思いますが、その点はいかがでございますよう、大臣から承りたいと存じます。

○政府委員(木田宏君) 御指摘のように、別科は、学校教育法五十七条によりまして、大学に入學と同じ資格を持つておる者が入學をしてくる教育のコースということでございます。従来、この扱いにつきましては、コースの性格上、正規の課程とは異なつた取り扱いをすることが適當であるという指導をいたしております。したがいまし

て、特別の事情等があればまた別かと思いますが、一般的に、私どもも、別科の履修生というものが正規の課程に入ります場合には、正規の課程の入学者としてあらためて入学を願ひ出るようにと、こういう指導をしてまいったと考えております。

○萩原幽香子君 特別の事情のある限りというこ
とでございましたが、その特別の事情とはどうい
うことなんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 大学は、学校教育法にも書いてございますように、高等学校卒業以上の資格のある者が入学できるようになっております。また、大学の入学あるいは転入学等の扱いにつきまして、細部の事例は当該大学において取り扱いをそれぞれの大学の学則で定めることになっております。したがって、私どももいたしましては、従来、正規の課程のほかにも別科等をつけておられますものにつきましては、別科の履修生に対して、あらためて正規の課程を受ける場合に、最初からの履修を適当とするという指導をいたしておりますけれども、現在の法令の規定上、別科の履修をいたした者でございまして、大学がその扱いをするという余地はなおあり得るというふうに考

○萩原幽香子君 文部省は、これまで教員免許行
政で違法または法の趣旨に反する事案を調査検討
されたことがございますでしょうか、そういうもの
があれば、承りたいと存じます。

○政府委員(木田宏君) にわかのお尋ねでございまして、従来、免許法の規定によりまして違法の事例があったかどうかということを一般的に調査したことがあるかどうかについては、いま私自身もちょっと明確に記憶いたしておりませんですが、本日お尋ねの予定されております国学院大学の件につきまして、昭和四十三年にも国会で免許状の授与に関して御指摘があり、当該国学院大学の関係者に事情を聴取したという経緯は聞いております。

○萩原幽香子君　それでは、その国学院大学の問題についてお尋ねをしてまいります。

お話のように、かつて、国学院大学の中に、神道研修部という、学部でも短大でもいずれの設置基準にも当てはまらない、しかも各種学校としての認可も取っていないという部門があって、いわゆる学内設置によるものがございまして、それが問題になったことは、文部省も御承知のとおりでございまして。この問題につきまして、昭和四十三年五月二十四日、衆議院法務委員会ではわが党の國澤委員が取り上げまして、四十四年から募集を始め、四十五年の三月末まででなくなったということとを聞いておりますけれども、これがなくなるまで、つまり、昭和三十三年の設置以来、四十五年廃止に至るまで、どのような教育を施し、どのような扱いをしてきたか、承りたいと存じます。

○政府委員(木田宏宏) いま御指摘のございしました国学院大学の神道研修部と申しますものは、昭和三十三年度から、中学校の二級普通免許状を取得できるコースとして文学部に二年課程を置きま

して、神道研修科と称して学生を募集し、教育を行なつてきた、そのことを御指摘のことと考えるのでございます。従来四年制の課程の中で二年で修了するというコースをつくつて、それで二年修了の中退者の便宜をはかるという意味から神道研修科という科名を称していたというふうにその当時大学関係者から聴取をいたしております。その間におきましては、正規の四年課程の学校の中で二カ年で修了できる課程を設けて、そこに学生を受け入れ指導したということでございます。これは先ほど御指摘がございました別科とはまた別のもので、本来の正規の課程の中の二カ年のコースであるというふうに承知をいたしております。

○萩原幽香子君 私が聞いておりますこととはいまのお答えは非常に違うと思うのです。その研修部、いわゆる神道研修科に籍を置いたとおっしゃいますけれども、一年目は大体勉強をした、二年目は神社の実習をした、こういうことで、その部を終えた者は文学部三年に編入していた、こういうことを大学自身も認めているわけでございますね。こういうことについて文部省はどういうふうにお考えになりましたのか。先ほど局長さんがおっしゃっておりますけれども、これは昭和四十二年九月四日に国学院大学の役員会議室でもって会議が持たれました。それは責任者ばかりの会合でございましてけれども、その九名の方が会合したとき、その九名の方が会合したときにごさききのテープレコーダーによる議事録がここにございます。その中に、これを読んでみますと、佐藤さんというのは第一文学部長でございますが、その人がこういうことを言っているわけなんです。ね。「そこでですネそこでその中学二級の国語の免除証を与える為事実短期大学なみの事をやったところで、短期大学としての申請じゃあなくて、どこまでも文学部の別科ですからネしたがって表むきになると、これは規則は通らないんです。それがまあいろいろの事件があつてまあ二年生を終つて卒業する時に国語の免状を従来与えておつたと語り訳です。」と、こういうことを学部長さんが言っているわけなんです。そういうことを

ことに對して、文部省はそれをほんとうに御存じだったのでしょうかたのでしようか、まずそれを承りたいわけですが。

○政府委員(木田宏君) 四十三年でございましたか、国会でもこの点のお尋ねがございましたところ、当時の関係者が国学院の当時の関係者を招致いたしましたその文学部の神道研修科というものの実態につきまして調査をし、事情を聴取いたしましたところ、私どものほうに對しましては、いまお話がございましたけれども、四年の課程の中で二カ年で一応修了するような、そして二カ年で修了することによって神官としての一定の資格とそれからあわせて二カ年間で国語の免許状が授与できるような履修の指導をいたしておるといふ返事でございまして、私どもとしてはいまお読み上げになりましたような事情については聞かされておられません。

○萩原幽香子君 これは前に問題になったところでございますから、こういって学校の責任者が、これはいろいろな事件があつて卒業するときに国語の免許状を与えたのだけれども、これは規則では通らないことなんだといふことをはつきり言っているわけなんです。そういうことについて御存じなかったといふことは、私は文部省としてはこれは通らない話というふうに思ふのですけれども、いかがでございませうか。

○政府委員(木田宏君) 当時の関係者のそれぞれのやりとりでございまして、また、つい最近も、このことについての御質問ということで国学院の関係者から私どもの担当者が聴取いたしましたところ、先ほどからお答え申し上げておりますように、四年課程の中の二年修了のコースであるといふ説明でございまして、そのように承知をいたしておるわけでございます。

○萩原幽香子君 それじゃ、この神道研修部というものの性格はどのようでございませうか、それをまず承つておきませう。

○政府委員(木田宏君) 神道研修科と申しますのは、文学部の中にございまして四年制の正規の学科

の神道学科、文学科、史学科のそうしたコースに一応並ぶものと申すとおかしゅうございませうが、二年の課程で神道につきましての一定の単位を取りまゝとて教えるコースというふうに理解をいたしております。

○萩原幽香子君 それじゃ、その神道研修部というものが、ほかの学部と一緒に、そういうものはないはずなんだけれども、そういうものが学内に設置されていたという事実は、御存じなんではないか、いかがでございませう。

○政府委員(木田宏君) 四年の学部の中の一つの履修のコースとして、二年であるまゝとつた履修内容を与え得るコースとして昭和三十三年から設置しておたといふことは、承知をいたしております。これも学内の学部の指導上の必要から設けたコースというふうに聞いておるわけでございます。

○萩原幽香子君 そうしますと、この神道研修部というものは、実は、これは学内いわゆる国学院大学の学校で設置をした学内設置といふことなんでしょうか、それと、そういうもので二年を終えたときに、中学校の二級免許状の交付を学校が申請してこの交付を受けた事実があるといふことは、ちよつとおかしいじやございませうか。いかがでございませう。

○政府委員(木田宏君) この神道研修科と申しますのが文学部に設けられましたコースであるといふことは承知をいたしておりますが、これは四年課程の中の二カ年の課程でございまして、その課程で所定の単位を修得いたしました者に免許状が授与できるというところは、適法にあり得ることと考えております。

○萩原幽香子君 それじゃ、そういうものであれば、なぜ四十四年にそれを廃止しようといふことに踏み切つたのでございませうか。

○政府委員(木田宏君) 従来からこの国学院大学が一年課程の別科といふものを神道研修の分類として設けておりました、これが昼・夜、一部・二部とそれぞれにあつたわけでございますが、その

一年の別科と、この二年の正規の課程で履修を経てそこで別途の資格を取り得るコースといふことのまぎらわしさをとりつぎまして、私どもも、これを明確にするようにという当時の関係者に指導をいたしました。そうして、大学当局におきまして、正規の学科のほかにコースとしてこゝろした扱いを受けることはいろいろの誤解を引き起こすことにもなりかねないという意味において、昭和四十四年以降この入学募集を停止したといふふうに承知をいたしております。

○萩原幽香子君 これがおしつくりしたものであつて意味のほつきり通るものであれば、別に廃止をする必要はない。ところが、その廃止に踏み切つたといふところには、いろいろまぎらわしい問題があつたといふことは事実だと思ふわけなんです。さらに、この神道研修部を経て文学部三年に編入した、その後学部を卒業させて教員免許状を取得させた、こういうことを聞いておるわけなんですけれども、この点についてはいかがでございませうか。

○政府委員(木田宏君) 当時、学内の措置として設けられておりました神道研修部というものは、一応二年であるまゝとつた資格を履修できるようなコースとして設けられたものでございまして、から多くの者は、その二年のところで、いわば二年修了という形で神官のある資格をとり、また免許状をもらつたといふこともあるようでありまして、これは正規の二カ年の課程でございまして、引き続き在学を希望する者が三年次以降に在籍をいたしまして所定の勉強を行ない、学士としての卒業をするといふことは、当然予想できるところと考へます。

○萩原幽香子君 この神道研修部といういわゆる廃止になりましたもので、四十五年の卒業生が、もうこれでやめになるといふものが、文学部の三年に編入している、こういうことはあつてよろしいことなんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 先ほど申し上げましたように、これは四年の課程におきます二カ年の履修コースでございまして、それを終つた者がさらに引き続き学部の課程に在籍をいたしまして三年次以降の教育を受けるといふことは、あり得ることと考へます。

○萩原幽香子君 局長さんのおっしゃること、私のお尋ねしていることと、どうもかみ合つていないように思ふのです。いわゆる神道研修部といふものは、認められていない、学校の中の設置であつたといふことなんでしょうか、それと、そういったものを文学部の三年に編入するといふことは、認められてよろしいことなんでしょうか、いかがでございませう。

○政府委員(木田宏君) 先ほどからお答え申し上げておきますように、文学部の正規の課程の履修の一つのコースとして二カ年の課程を設けて学生の教育指導に当たつてきたわけでございますから、そこを修了した者が引き続き三年次以降の教育を受けるといふことは、本人が希望いたします場合に、それは当然あり得る措置だといふふうにお答え申し上げたわけでございます。

○萩原幽香子君 どうもおかしいですね。その神道研修部といふものは、学部でもなければ、短期大学でもない。そしてまた、各種学校としての認可もとつていない。これは学校の中であつてに置いたものだ。学校の中であつては私は違法だとは申しませんけれども、それをちゃんとした学部に編入するといふことについては、やはり問題があると思ふのです。これはどうなんですか。

〔理事楠正俊君退席、委員長着席〕
○政府委員(木田宏君) 国学院の当局者の説明によりますと、この神道研修科と申しますものは、国学院の文学部の中に設けられました履修のコースと聞いておるわけでございます。ですから、正規の文学部の中の課程でございまして、そのいわば一部分でございまして、四年間で卒業する学科のコースではなくて、二年間で卒業する単位を取つて卒業し得るコースであるといふことで

でございますから、その二カ年間は正規の四年の大学教育の一部であるというふうに考えておるわけでございます。

○萩原幽香子君 そうしますと、先ほど私が申しました短期大学でもないし、学部でもない。だから、二年間で出るときにこういうものを出すことは規則は通らないのだけれども、二年終ったときには国語の免許を与えているのだと、こういうことを自分で言っていること、いま局長さんのお答えとの間には、非常に矛盾があると思うのですけれども、それはいかがでしょうか。あんまりまぎらわしいことをおっしゃっていただくと、私の頭が混乱するわけでございますけれども、これは明らかに大学の設置基準というものに当てはまっていけないものなんです。その設置基準にな

いものを二年やっただけからといって、そのまゝ文学部の三年に編入するということは、私はこれは違法だと思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(木田宏君) 実態の認識にかかわることでもございまして、私も私どもも当時調査をし、また、昨日関係者から事情を私どもの担当者で聴取いたしましたところによりますと、この神道研修科というのは、文学部の中に設けました二年課程の履修コースであるということでございます。そういうことです。これは正規の文学部の中に設けられたコースでございますから、その履修生が希望した場合に三年次に編入されていくということは当然あり得ることと考えます。

また、なぜそういうことが起こり得るか申しますと、免許法は、正規の四年の学部教育の中で二カ年以上在籍をいたしまして所定の単位を履修した者に免許状が授与できるという免許法の制度になっておりますから、四年間在籍しないで二年間在籍して免許法に規定いたします所定の単位の履修がとれるような指導の教育のコースというものを設け得ることは、これはあり得ることでございます。ですから、学内の措置をいたしまして学部の中に二年間で免許法による所定の単位

が履修できるコースとしてそういうものを設けて、修了した段階で免許状の授与も考えてやろうというところは、教育上の措置としてあり得ることでございます。それから、私も、そのことにつきまして、法令の規定の上で取り扱いに疑義があるところ、これは考えておりません。

○萩原幽香子君 それじゃお尋ねしますけれども、私の取得した資料によりますと、昭和四十三年の三月十四日に東京都の教育委員会が国学院大学へ立ち入り検査を行なったというのを聞いておりますが、そのとき文部省は同行されましたか。

○政府委員(木田宏君) その事実は、私は承知をいたしております。

○萩原幽香子君 このときに文部省が同行されなかったというところがこの「国学院大学の正常化問題」に出てくるわけでございます。これはほど大切な問題でございまして、その立ち入り検査に同行されなかったのかと私は考えます。そうして、いま私がお尋ねしますと、ちゃんと単位が取れるようになればその上へ編入されることは何らふしぎはないとおっしゃいますけれども、そのいわゆる神道研修部でやっておりますことは、神官の養成がおもでございます。それから、一年目は勉強するとしても、二年目は全然勉強はしない。神社へ行っているいろいろ実習をしているんだと、こういうことなんです。そういう中で国語の免許状が与えられるような履修がされているかどうかというところに私は非常に疑問を感じるわけなんです。ところが、いかにもそれを局長さんは取れているんだから私たちの知ったことじゃないといったような、そういうふうにも聞こえるような御答弁でございますけれども、これは私は非常に問題だと思ふのです。

そこで、そのときは相当寛大な措置で済ましたというふうに聞いております。これはもちろん教員免許状を発行した当の教育委員会と、それを申請した学校との関係でございますから、寛大な措置がとられたというところはわかるをいたしまして、文部省はこれを監督する立場でござい

しょう。そうしますと、法に照らして厳正な措置を講ずべきだと思ひますけれども、このときに文部省は都教委からどのような報告をお受けになりましたのか、承りたいと存じます。

○政府委員(木田宏君) たいへん恐縮でございますが、ちょっといま当時の関係資料を持ち合わせておりませんし、関係者もかわっておりますので、いまのお尋ねの点につきましては、別途調べてお答えを申し上げます。

○萩原幽香子君 でも、先ほど、局長さんは、大学に聞き合はせたところがございしたああたったというお答えを盛んにしていらつしやるにもかかわらず、このことについてはどんな報告を受けたかその当時のことはわからないとおっしゃるの

は、少しおかしいのじゃございませんか。

○政府委員(木田宏君) 先ほどから大学の関係者から私どもが聴取いたしましたことにつきまして私が答えを申し上げておりますが、いまお尋ねのございましたのは、都の教育委員会が国学院大学の調査をして、文部省にどのような報告をしたかということでございます。その報告の有無その他については恐縮でございますが私は承知をしておらないというお答えを申し上げたわけでございます。

○萩原幽香子君 そもそも、教育委員会が国学院大学に立ち入り検査を行なったということとこのことと自体が、文部省としてはほど注意をされてよろしいところではないかと思ふのです。そういうことをされておるのにもかかわりませず、そのときには同行もしておられませんでした、そうしてまた、そのあとの報告も聞いてちゃんとしたものに残していらつしやらないというの、私がこうした質問をするということに対しての準備不足ということにならないでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 免許状の授与につきましては、教育職員免許法の規定によりまして都道府県の教育委員会が授与することになっております。授与につきましましていろいろと疑義のありました点は、必要関係書類その他について、授与権者

である教育委員会から、その資格を認定した、単位の認定その他を行なった大学その他の教育機関に照会もし、必要があるならば調査をするということはある得ることだと考えます。

○萩原幽香子君 こういうことがいままでにずいぶん長くあったと。それじゃ、お尋ねしますけれども、この神道研修部を出まして、そして二年課程でよろしゅうございまして、とにかく国語の免許状をもらつた人が、全国で大体どれくらいござい

ますか。

○政府委員(木田宏君) 東京都の教育委員会を通じてその点につきましては数を知らされておるわけでございますが、昭和三十三年にこのコースができました、三十五年から卒業生が出ております。三十五年の三月に免許状を取得いたしました者が三十名、一番たくさん取得者の出ましたのが昭和四十二年、四十三年でございまして、ともに五十七名でございます。大体三、四十名ずつ免許状が授与されております。

○萩原幽香子君 そうしますと、いま現に中学の国語の教師として勤めている人はどれくらいございますか。

○政府委員(木田宏君) これはその後のことにつきましましてどこまで正確であるかどうかわかりませんが、十五年に一人、三十六年に二人、三十七年に一人、三十八年に三人、合わせまして七名ほど教師に就職をしているように聞いております。

○萩原幽香子君 その先生方は国語の免許状でございましてけれども、いま僻地の学校に参りますと、無免許運転というのなかりあるわけでございます。そういふたようなことから考えますと、国語の先生としては七名ということかもしれ

ませんけれども、ほかの教科を担当している場合も考えられると思ふわけなんです。そういうことについて調査をされたことがございまして、

○政府委員(木田宏君) その点は、私も、卒業生の動向でございまして、先ほど都の教育委員会からと申し上げたのは間違っております。

大学からの報告によりまして卒業生の動向として教師の就職者が七名ほどあるというふうに申し上げてお答えをされたかと思ひますが、それらが現実にいまだこの学校で何の教科を担当しているかということまでの調査は現在できておりません。

○萩原幽香子君　そこで、局長さんは、免許状を渡したことに對しては別に違法ではないようなお話をすつとされてきているわけではございませんけれども、これを見ますと、国語の先生の免許状をもらつたというところは間違つてゐるんだということを、はつきり大学側が認めてゐるわけなんですか、いすね。そういったような違法な免許状の与え方というものの對して、一体、どういふふうにお考えになつていらつしやるのでございましょうか。

○政府委員(木田宏君)　免許状の授与にあたりにしては、履修した教育機関からの所定の書類等を審査いたしまして、各都道府県の授与権者が授与したすわけではございません。その際に、大学側から提出されます必要書類の内容を十分証明し得るものであることとなければならぬことは、言ひまでもございせん。その実質的な内容について疑義が生じました場合に、授与権者がいろいろとその実質について教育機関当局に照会をするというところは願ひしいこととございします。免許状の実質的な内容を充実するといふ意味において必要なこととございしますから、書類の上での処理が整つておりまして実質の伴わないようなそういう教育の内容といふものは是正をしてもらわなければならぬことは、言ひまでもございせん。

○萩原幽香子君　局長さんのお答えは、ずつと、とにかくにも、文学部の中の二年課程のいわゆる神道研修科と、こゝろいふようなことのお答えがおもだつたわけではございませんけれども、それじゃ、角度を変えて、別科といふものはどういふふうになつておりましたか。この国学院大学の大学院の中の別科というところはどういふふうになつておりますか、この点をちよつと承りたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君)　国学院大学の神道専修の

別科につきましては、神道専修の二類と二類と二種類がございします。一類につきましては、一部二部、昼・夜でございしますが、二つに分かれております。それぞれ入学生定員は四十名ずつでございしますが、神道専修二類は修業年限が一年でございまして、これは昭和二十六年から設置されたものでございします。道神専修二類は修業年限二年でございします。これは夜間でございます。昭和四十四年に設置されたものでございします。

○萩原幽香子君　別科の人たちもまたやはり大学のほうへいりゆる編入をされているという事実があるわけではございませんが、これは、局長さん、御存じでございましょうか。

○政府委員(木田宏君)　大学側からそのことにつきましてはまだ報告を聞いておりません。あるかどうかはそのことにつきましてちよつと聴取をいたしております。

○萩原幽香子君　これはたいへん大事な問題でもございします。私どもの覚へもこういふことについていろいろな投書も来ているわけではございします。十分調べていたがたいものだと思ひます。そうして、その結果といふものは、もちろん全く別なものでございしますから、それが大学の学部のほうへ編入されるというところは違法であることは、十分御存じのとおりでございします。そういうことが平然となされてゐるということについては、まずお考えをいただかなければ、この問題の解決はできないと私は考えます。

それから先ほど申しました神道研修部というところの卒業生が国語の先生の免許状をもらつてゐるというところについてわが党でもいろいろ問題にしたことがございまして、当時の文部省の方にもいろいろその点については御心配をいただいた。そうして、これはまことに申しわけのないことだから、補習といふようなこともやらせて考へてまいりたいといふ、そういうふうなお話もあつたやに私は聞いております。そういうふうな力不足の人に免許を与えておつて現場に送り込んだというところは、文部省としても、これは、存じま

せんでしたでは済まない問題でございまいしょうか。そういう人に対する補習をやるといふようなお約束があつたかと聞いておりますが、その後どういふふうな措置をおとりになりましたのか、承りたいと存じます。

○政府委員(木田宏君)　いろいろと先ほどからお答えを申し上げてまいりましたように、文学部の中に設けられましたコースとしての神道研修科が取り扱ひ上の疑義を起すことがあつてはならぬといふことで、この履修のコースの扱ひを是正いたしました。別途神官の資格をとるための二年課程の別科を別に設けるとともに、従来のやつてまいりました教育のコースを正すという措置がとられたわけではございますが、しかし、その間、御説明も申し上げましたように、文学部の中に正規の課程としての二年の課程が置かれてきたわけではございしますが、一応免許資格としてはその履修の単位そのものの認定が事実と間違つておるということでない限り、これは適法な免許状が授与されたものといふふうに考えられるわけではあります。また、免許状としては適法なものが授与されておりました。実質的にその教師の指導力が十分でないではないかといふ問題は、これは任命後いろいろとそれぞれの教育委員会におきまして現職教育その他を通じて常時教職員の資質の向上といふことをはかるべきものでございまして、当該教育委員会におきましてその必要が個々の職員について感じられる場合にはそのことがとられることになるはずだといふふうに考えます。制度といたしましては、文部省がこれについて補習を行なうとか、そういうたてまえになつておりません。このことだけお答えをしておきます。

○萩原幽香子君　そうです。文部省が補習をしてくだいといふことにはならないと思ひますけれども、そういうことをやらなければならぬといふその指導助言はしていただかなければならぬ。立場ではなからうかといふふうに考へるわけなんです。そこで、いま非常にややこしく問題がなつてまいりましたので、この問題はあとでお聞

きをしてまいりたいと思ひますが、いわゆる神道研修部としての二年課程を終えた者、それから別科としての二年課程を終えた者、あるいは文学部の中の内々神道研修科としての二年の勉強をした人、それぞれにあると思ひます。それがいとお答えを聞いておりました。非常にこんがらかつておりますので、このことにつきましては後ほどまた随時詳しくお尋ねをしてまいりたいと思ひます。

要するに、教職員の質の向上がやかましく言われております現在、このような自分のほうで認めておりますような不当な手段で免許状の交付を受け、実質的に教職員として修めるべき単位も取らないで学校教育の現場にあるところでは、私はゆゆしい問題だと考へるところでございします。この点については文部大臣のほうはつきりしたお考えを承つておきたいと思ひます。文部省は、教育職員免許法第二十一条に照らしてこゝろいふような問題をどういふ措置をおとりになるおつもりなのか、承つておきたいと思ひます。これは文部大臣のほうからひとつお答えをちょうだいしたい。

○政府委員(木田宏君)　いま御指摘のございしました教育職員免許法の第二十一条は罰則規定でございまして、免許法の規定に違反して免許状を授与した場合は検定を行なつた者に罰則があるという規定でございします。しかし、本件につきましては、国学院の文学部神道研修科を二年のコースとして履修をいたしました者が、所定の単位を修得いたしました。東京都の教育委員会等から免許状の授与を受けておるわけではございまして、都の教育委員会に照会をいたしました。その間の修得単位その他については正規のものに基づいて授与しておるわけではありますから、第二十一条に關する違反の事案はないものといふふうに考へております。

○萩原幽香子君　それは違ひます。ですから、もう少しよく調査をしていただきたいと思います。これは私に對して答えていただくといいことではなくて、私学の振興という立場から国民全体が見

守っている問題として考えていただかなければいけないのではないかと思います。いまあなたが答えになりましたのは、国学院大学の文学部としての神道研修科、この問題についてのみの答えでございませう。私がお尋ねをしておりますのは、そういったことをお尋ねしたのでなくて、いわゆる学部でもない、短大でもない、そして各種学校でもない、こういうところを学内で設置してそのところで卒業生を出し免状を出しているのではないかと、現実には自分たちとして反省がされているのかかわらず、いまのようなお答えは全くいただけないと私は思います。だから、こうした点については文部省としてももう少ししゃんとした姿勢でもって調査をしていただきたい。そのとき私たちは行きませんでしたが、そんなことについての報告はただいまのところ私たちが受けたのか受けないのかはつきりしませんから、またあとで調べて御返事しますと、そんなようなお答えは私は全くいただけないと思うのです。だから、こういう点について、私は、もう時間がまいりましたから、後日このことについてはもう少し詳しくお尋ねをしてみますから、もう少ししゃんとしたお答えがいただきたいと思っております。

○加藤進君 文部大臣にお伺いいたします。

文部大臣は、去る六月二日の衆議院文教委員会において、テルアビブ空港でのあのような殺人事件に関連して、現在の大学の管理体制を強める新しい立法が必要という意味の発言をされたと思っております。これは大学管理法をつくるというお考えを示しておられるのかどうか、この点の真意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(高見三郎君) 私が大学管理について新しい考え方を持たなければならぬという意味のことを申し上げましたのは、現在の大学の管理の状態でこのまま推移いたしましたら、時限立法であります臨時措置法というものが二年のうちに失効いたします。その場合に、一体、いまの大学の

管理能力で適切な管理ができるかどうか。大学が十分な反省と十分な努力をするならば、何も新しい大学管理法をつくる必要は毛頭ありません。私は、できることならば大学は大学の自治によってすべての問題を解決してもらいたいと考えておるのであります。現状のままで推移するならば、やむを得ずそういう状態が起ころざるを得ないであろうというのを申し上げたわけなんです。その点は誤解のないようにひとつお願いをいたしたいと思っております。

○加藤進君 すると、現在では特に立法するという具体的な意図はないと、こう理解していいですか。

○国務大臣(高見三郎君) 現在、私どもは、大学管理法についての立法の準備も措置もいたしておりません。ただ、私は、大学当局の良識ある管理の体制というものが一日も早くでき上がることを心から期待をいたしております。

○加藤進君 そこで、テルアビブのあのような殺人事件、あるいは浅間山荘における赤軍の事件、こういうものと、大学の管理運営をいま変えなくてはならぬ問題とは、一体、どういう関係があるのか、ちょっと御説明を願いたいと思っております。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、浅間山荘事件のときに、固有の名称はあげませんが、大学の対応のしかたについては、はなはだ不満なものを感じております。いかにも手ぬるいという感じがいたしておるのであります。その意味において、大学当局に対しては、私は、十分反省を促すだけの警告もいたしましたし、通達もいたしたのであります。実は、一昨日も、次官名をもちまして、今度の事件を一連の事件として考えます場合に、六年も七年も留年をしておる。しかも、その留年しておる学生を大学当局は把握しておらない。それから単位にいたしても、単位は四年も五年もおりまして大体二十単位そこそこの連中がいろいろ事件に加わっておる。まあ、岡本という学生は別であります。あれは非常にたくさんさんの単位を取っておりますが、あとはほとんど二十単位か

ら三十単位です。その他、大学が、長期欠席をしており、しかも単位を取らないと、この学生を、教育者の立場から考えましても、学部長なり主任教授なりが、お前一体どうしているんだということに聞くのが私はあたりまえだろうと思う。それをやらないでいて大学の自治だとか何とかいうことだけで済む話では私はないと、こういうふうに考えます。

○加藤進君 先ほどの岡本という学生の問題について、鹿児島大学では、休学届が出されたが、しかし、これについて直ちに受理するのになしに、家族両親に確かめた。確かめた上でこの休学届を受理しておるといふようなきわめてきめのこまかい配慮をしてやっておられるように私は見受けまします。こういうことは、決して鹿児島大学だけの問題ではなしに、どこの大学でも多かれ少なかれ努力は払われているのであります。しかし、にもかからず、そのような大学から暴力学生が盛んにあはれ回る、こういう事態について、文部省あるいは政府はどのような措置を現にとられておるのでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 文部省では、学生の日ごとの指導につきまして、学生部長会議等を通じて、学内におきます学生の教育指導そのものが充実徹底するようにということを中心にごろから連絡を密にし、協力もいたしておるところでございます。しかしながら、遺憾ながら一部の学生で学外に飛び出してしましまして非常に激しい活動に出る者があることはまことに遺憾でございますが、私どももいたしましては、大学のそういう関係者と協力をいたしまして、できるだけそうした学生の掌握につとめる、そして相互にできる連絡は緊密にしていく、こういう心がけで行なっております。一番基本となります点は、学内における教育指導の体制が充実し、学生に対して満足のいくような教育指導そのものが行なわれることとございませうから、教育内容の改善充実という点を中心いたしますとともに、先ほど申し上げましたような矯正補導上の措置をとっておるわけで

ございませう。

○加藤進君 私がいま問題にしておるのは、もうわれわれが見のがすことのできない重大な犯罪者としての暴力学生の問題について言っているわけなんです。大学もそれなりの努力をしておることは皆さんも御承知のとおりです。いまおっしゃったように。しかし、文部省はどうですか、ほとんど何にもやっておらないじゃないですか。第一、東大にしろ、早稲田大学にしろ、法政大学にしろ、その中をいわば根城にして公然と活動しておる暴力学生、これはもう名前まで明確になっておるはずじゃありませんか。こういういわば犯罪的な学生に対して、学内に籍があるからといって学生のようには見ている、これを指導する、これを善導する、こんなことで、はたしてこの問題が解決できると思いませんか。彼らは、学校を破壊して、いま学校を占拠しています。われわれ国民の財産まで彼らの手でじゅうりんされています。学生はリンチを受ける、先生も学校へ入れない、こんな学生がもうよいこの現状に対して、一体、文部省は何をやっているか。善導でいいですか。彼らの指導だけでこれで解決できますか。私があえて言いたいのは、このようにはつきりしている学生に対して、文部省のなすべきことがある。それは大学当局を激励し指導して、このような学生諸君を学内から排除することじゃないですか。取り締まることじゃないですか。必要ならば警察の力を借りてもいいじゃないですか。このことを何一つやらないで、結果において、大学当局の責任だ、大学当局の指導が悪い、大学当局の処置が悪い、そのことで今日まで問題の所在を不明確にしてきたのが文部省であります。私はそのことについて重ねて所見をお聞かせたい。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘がございましたように、文部省としては、いろいろな諸会合その他を通じて、大学当局に、学内における秩序の維持、学生の指導の徹底ということにつきまして、また、非違を犯した学生に対する処置の適正ということにつきまして、機会のあるごとに

指示をいたしておるところでございます。しかしながら、処置をとるべきものは大学当局であり、また、犯罪に対してその是正を行ないますのは治安当局でございます。文部省をいたしましては、大学当局に対して、いま御指摘がございましたように、自覚を促し、その明確な大学当局としてとるべき措置をとるよう要請をするというのが私どもの立場だと心得ております。

○加藤進君 では、具体的に聞きます。去る四月三日、衆議院の予算委員会、わが党の松本君が、東大、早大に起こっておる事態について文部大臣に質問をいたしました。このとき、文部大臣は、このような事態は知らなかった、直ちに調査して事態の解決に努力したいと答弁をされております。それでは、東大はいまどのような状況になつておるのでしょうか。特にここで問題になつたような医学部精神科の病棟は、一体、現状はどんなふうになつておるのでしょうか。

それからもう一つ、早稲田大学のこつり暴力学生、その状況、封鎖の状況は解除されておるのでしょうか。もうすでに時日は相当たつています。どのような処置をとられたのか、その点を具体的に話して願ひたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 前回、衆議院で、東大精神科の現状については正を求めようという御指摘がございました。その後におきまして、また、その後引き続き、私どもは、関係者に機会を得てその後の状況の是正について依頼をいたし、善処方を常に求めておるところでございますが、東大の精神科の実情から申しますと、精神科の病棟で御指摘になりました事態そのものは改善されております。その是正方につきましては、御指摘のありましたと、大臣からの御指示もございまして、私ども、東大の医学部長、病院長にその旨も伝え、すみやかなる措置をとるよう重ねて依頼をいたしました。また、東大の学長に對し、東大の精神科の病棟の無秩序な状態の是正というにつきましては、私からもその善処方を二度におたまりまして直接依頼を申しました。し

かしながら、東大病院の中の体制が、いま御指摘がございましたようなことについてどう処置をすれば是正できるものかという点についての見通しが立たない関係と思ひますけれども、関係者をできるだけ同じテーブルにすわらせて双方の合意点を見出すべく努力はいたしておりますけれども、それ以上の事態の進展を見るに至つていないというところは遺憾でございます。

早稲田大学の件につきましては、一部の学生諸君が入校できないというふうな御指摘があったかと記憶いたしておりますが、大学当局につきましては、学内に若干の混乱の状態があるというところはお承知はいたしておりますけれども、学生が安心して授業を受けられないというふうな事態にはなつていないはずだという返事をそのときに聞いたかと考えております。今日の状況につきましては、ただいまのところ正確にそれがどういふ事態になつておるのか、恐縮でございますが、私は承知をいたしておりません。

○加藤進君 それではお聞きしますけれども、東大精神科病棟のいわゆる赤レンガと称せられるところにはどういふ連中が集つていますか、御存じですか。これは浅間山荘の連合赤軍の関係者が入つておるのです。連合赤軍の関係者が入つて、その連中のために正規の教職員さえこれに近づけないのです。こういう事態を現に目の前にしておきながら、お互いに話し合いのテーブルにつかせるとは、どういふことですか。大学は被害者です。被害者としての大学学生諸君に対して、加害者であり凶悪な犯人に対して、同じテーブルにつかせるというのは、一体どういふことを考へておるのですか。一体、文部省は、犯罪者と認めておらないのじゃないですか。殺人をあえて犯す、人を殺傷する、殺傷するばかりか、大学の器物を破壊する、こんなことがやられておつても、なおかつ学生という籍があるからということだけで一学生としての取り扱いしかできない、こういうところ、文部省が今日の事態を引き起こしておる大きな原因があるんじゃないですか。

早稲田大学ではどうか。早稲田大学では、この問題が国会で提起されてからなお暴力事件はあとを断つていません。すでに四件の暴力事件が起つております。

その一つは、こういう事件です。それは六月の三日に起こりました。早稲田大学の文学部の正門に入ろうとして行つた学生が、いわゆる革マル一派の諸君によつて中庭に拉致され、教室内で角材で乱打され、約三時間にわたつて暴行を加えられました。自力ではうやうやにして正門にたどりつたときに出会つた学生がやつと救つて、救急車で病院に運んだのです。一カ月以上の重傷だといふ。これが、皆さんの管理しておられる、皆さんの指導しておられる大学ですか。この大学をまだまだ大学当局の善意ある処置にまかせて、あなたたちはぬけぬけとしておられるのですか。私は、この点について、重ねて、文部大臣、これでいいのかどうか、このような状態を放置して今後ともおかれるのかどうか、この点だけをまず確かめておきたいと思ひます。

○国務大臣(高見三郎君) 御承知のように、文部大臣は大学に対して命令権を持つておられるわけにございせん。大学の内部で起こりました問題は大学で処理するというのが大学自治の基本的な原則であることは、加藤先生も御承知のとおりであります。警察官を導入すればいいじゃないかとあなたはおっしゃいますけれども、文部大臣が要請して大学に警察官を入れるわけにはまいりません。大学当局が警察官の導入を要請するならば、それは私にまことにけっこうなことだと思ひます。東大病院のごときは、進んで大学がやるべきであると私は考へております。それをやらないうところに、私がさつきから申し上げる、大学の管理能力というものは私は現状のままではいけないというのを申し上げておるわけなんです。文部大臣が文部大臣の権限でもって大学に警察官を入れるというふうな状態が起りましたら、それこそ教育に国家権力が介入するということになろうと思ひます。これは厳に慎まなければならぬ問題で、私もまことに遺憾千万と思ひますけれども、その点はいかんともし方ないということをお承知いただきたいと思います。

○加藤進君 私は、いま言われたような、直ちに警察権力を介入させろなどというのを申し上げるわけじゃない。問題は、このような暴力学生、諸君を文部省はどう見ておるのか、政府はどう見ておるのかということでありまして、犯罪者じゃないですか。犯罪を犯しておるのじゃないですか。社会的な犯罪者ですよ。社会的な犯罪者であるのに、大学の中にいるからといって彼らが思うままに活動できるような状態を今日まで許している、ここに問題があるのじゃないですか。この事態に對して、まず第一に文部大臣が責任を持つて大学当局に對して積極的に協力してこのような事態を解決する、そして犯罪学生、諸君に對する処置をとり、場合によっては大学との話し合いによつて警察によつてある者は逮捕する、こういう処置を断固としてとるべきである。これより解決の方法はない。私はこういうことを言つておるのではありません。私が今日申し上げておるの、何も大学の自治を破壊してまでかつてに権力の介入をやれなどというのを申し上げておるのではないということだけははっきりしておきます。

そこで、もう一つ具体的に聞きます。これは警察庁も御存じのことだと思ひますけれども、暴力集団の一つである反帝学評というのがあります。その拠点校は神奈川大学です。この神奈川大学では一体いまだどういふことが起こつておるのか、この点を私は文部省の管理局長からお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 神奈川大学の最近の状況でございますが、大学からは特に正式な御連絡はございません。したがつて、大学の現状がどういふ形になつておるかということは詳細承知をいたしておりません。

○加藤進君 御存じないというお話でございますが、まず御説明を申し上げなくてはならぬと思ひますが、神奈川大学は反帝学評の暴力支配の拠

点になっていきます。暴力を否定したからという理由だけで、大学の理事長、学長代行をはじめとする十四名の職員は学校にさえはいれない事態にあります。御存じでないでしょうか。もう一つ、この反帝学評は、大学の寮を占拠しています。寮は彼らの根拠です。いわば出撃の基地になっているんです。ベトナム戦争だと呼ぶ者あり、全くそのとおりです。この前も、九名の学生が、なぐる、けるの暴行を受けました。

そこで、私は、管理局長にお尋ねしたいけれども、あなたは少なくとも本年の一月末にこうした学内事情について大学当局から説明を受けられたはずですから、そういう事実はないでしようか。

○政府委員(安嶋彌君) 一月の二十四日でございますが、神奈川大学の理事長、学長の交代がございまして、新理事長の長倉保氏と学長事務取扱の宮川武雄氏が私のもとにございまして見えられまして、よろしくということでお帰りになったわけでございますが、そのときどういふ話があったか、実は正確に記憶はいたしておりません。ただ単なるごあいさつではなかったかと私は記憶をいたしております。

○加藤進君 それは少し納得できません。大学の理事会が本年一月末に現在の安嶋管理局長に会い、学内の暴力支配の実態を報告しているということをお聞かしています。また、学長代行から詳細な大学の実態報告書が提出されているはずですが、これに対して、安嶋管理局長自身がこう言っています。こんな例は全国にはない、全く重大問題である、文部省としても検討して早く対処したい、こう言われておると私は聞いておりますけれども、これも事実無根なんではないか。

○政府委員(安嶋彌君) 一月の二十四日に新理事長がございまして見えたわけでございますが、その前に、前理事長の安井さんであったかと思いますが、その方が退任のごあいさつに見えまして、そのときに神奈川大学の状況について御報告がございました。学内に学生教職員等の間に各種の対

立紛争があつて正常な運営に難儀をしておるといふ御報告がございました。しかし、これは私立大学でもございまして、私も非常に憂慮すべき事態だとは思ひましたけれども、具体的にこれに対して文部省がどうこうするといふ立場ではございません。前理事長には、非常に憂慮すべき事態であるけれども、大学自身として力を尽くしてその解決に当たっていただきたいということを申しした記憶がございまして。

○加藤進君 話になりませんが、それでは、事態は大体文部省は御存じのほうです。存じておられながら、いま御答弁のあつた程度の処置さへやっていない。これはどういふことでしょうか。無責任と言つていいのじゃないでしょうか。こんな事態で、いわばテラアビブの空港問題に端を発して大学当局を叱咤激励されるような文部省が、この問題について責任ある態度をとっておられると言えるのでしょうか。

私は、ここで、いまこの大学がどんな事態になっているかということをお聞き上げます。これは特に警察当局の方にもお聞きしたいと思ひますけれども、神奈川大学で暴力支配を行つていふ反帝学評の幹部の連中に対して、警察当局自身がすでにどういふ態度をとっています。この幹部の連中にはちゃんと逮捕歴がいろいろあります。ですから、警察はみんな知っています。

たとえば、Tというの、現在の自治会の委員長で三年生、これはかつて青山学院前で逮捕された、そしてすぐに出された。出されてまた逮捕される。こうして出されて、今日学内で暴力行動を続けています。

Iというの、寮委員で全共闘の議長です。そして反帝学評の幹部です。三度まで逮捕を受けているが、ほとんど三日間以内に出所している。去年の十一月、大学のロックアウト中に火炎びんを投げて逮捕されたが、そのときも一日で出所をした。その後も学内で暴力行為が続いているわけですが、これは一体どういふことなんでしょうか。

まだあります。Tという男、これは前自治会委員長です。そして、反帝学評の幹部です。早稲田事件のときに機動隊に石を投げつけて、そして未

必の故意で指名手配中です。指名手配中のこの学生が、ちゃんと大学の中であつて回っているのです。しかし、逮捕されておらぬ。

もう一人のCという男、これは全共闘の幹部で、反帝学評の幹部です。数回逮捕を受けて、い

つとも一日か二日で保釈されている。四十四年の八月、火炎びんを投げて逮捕されたときは、その日のうちに放されています。

こういう一連の具体的な事実があるのです。警察は、毎日このような暴行を働いておる学生を取り締まっておるのかどうか、これは警察庁のほうからお聞きをしたい。どうしているのですか。

○説明員(丸山昂君) ただいま神奈川大学の関係でそれぞれ各個人について具体的な事例をあげて御説明がございましたけれども、私ども、あいにく手元にその資料がございませんので、一般論としてお答えを申し上げたいと思ひます。

ただいまの御説明の中で、幾日勾留をして釈放になっていると、こういうお話でございますが、釈放は、これは裁判官の権限でございます。要するに、勾留の必要性を認められない場合に保釈になつておるのでございまして、警察が故意に放置しておるということではございません。それから勾留の必要がない者については、もちろん警察が独自に保釈をすることもございます。

それから指名手配されておる者がつかまつていないということでございますが、これは、もし指名手配でございましたら、これは当然逮捕すべきものでございまして、その辺の事実関係については、よく調査いたしますと、はっきりしたことは申し上げられないと思ひます。

○加藤進君 私たちでさえ、いま申し上げたような事態について事実をはっきり知つていない。警察がこれくらい事実を知らないはずはないし、また、知らなくて何らの処置もとつておらないとなれば、私はいよいよ重大だと思ひます。

そこで、さらに事実をあげます。共産主義武装行動委員会、これに対する告発の取り下げという

ことを神奈川県警が行ないました、その事実です。四十六年の九月、武装行動委員会は、教員をなぐる、けるという暴行を働いて重傷を負わせた。そこで、暴行を受けた教員三名が、神奈川署に告発をしたのです。四十七年の六月初め、つ

い最近です、大学側が告発を取り下げる手続をとりました。それは、神奈川署が、告発した三名の教員に対して、いままで調査したなかなか調査が不可能であつた。大学側が暴力を容認しておる

いまの事態では、たとえ暴行の事実が明確になつても、むしろ被害者にもつと危害が加えられる心配があるから、これで告発は取り消しなさい、こういうことで警察の指示によつて告発が取り消された。これは一体どういふことなんでしょうか。

警察自体も、告発して壁々と戦おうとするなら、あなたたちのからだがあぶないですよ、あぶないからそんなことはやめなさいと言ふことは、いわばこの大学はもはや無法地帯に化していると言つても過言ではないじゃないですか。警察さへ手を

及ぼそうとするのできないこんな事態にいま今日の神奈川大学はなつています。この点は警察の側はどうでしょうか。

○説明員(丸山昂君) ただいまの御指摘の事件でございまして、これもいま初めお聞きをしておりますので、私は手元に資料がございませんので、はっきりしたことを申し上げられないと思ひますが、ただいまの大学側が告発をいたしたのを大学側がまたその後告発の取り下げをしておるということではございまして、その際に地元

の警察署から告訴取り下げについてある程度の指示があつたというふうな御指摘でございますが、これも事実関係をよく調査をいたしませんと、この場では私にはっきりしたお答えを申し上げられないと思ひます。

ただ、一般論をいたしまして、告訴を取り下げるか取り下げないかは、告訴をした方の主観的な自主的な判断でおやりになるわけでございます。まして、警察側がそういうことをかりに申し上げたと

いたしましたが、その必要性があるのであれば、告訴はお取り下げにならないほうがほんとうの措置ではないかというふうに考えられます。

○加藤進君 いまの答弁で警察の態度も明らかにになりました。とにかく、こういう凶悪な犯罪者を野放しにしておいて警察としても何ら手を加えない。中には、こういう点に対して告発しようとする善良な学生、教員諸君に対しても、まああまり手荒いことをやるとあなたたちがあふないと。そんなことで警察としての任務がつかまると思ふのでしようか。

そこで、ある教員は、こういうふうに訴えています。私たちは、大学の自治を守り、大学での暴力を排除するために、一生懸命にやってきました。しかし、警察が、暴力分子を逮捕することもあるけれども、すぐ出す。これが一番こわいんです。必ず、学内に戻って来ると、お礼参りに来るといふのです。御存じでしょう。告発した教員に、なぐる、けるの暴行が働かれる。授業はさせない。最後には、学校には入れない。こういうやぐざ以上の暴力学生がこわくて、学校の先生たちはどうしていると思ひますか。こういうことが容認されるのかどうか。このために、現在、十四名の教員は、いまだに学校に入れないのです。文部大臣、こういう事態について、大臣はどうされる気でしょうか、どうお考えでしょう。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、あくまで、大学の大学人の良識ある行動を期待いたします。どうしてもできないという場合には、別個の立法措置もとらざるを得ないと考えますけれども、私は、大学のあるべき姿としては、大学人が勇気を持ち良識を持って行動するのが当然のことだと思ひます。そういう一、二の例をあげられまして、大学全体が暴力学生に占拠されているというふうな御意見でありますならば、私にとつては心外なことであります。私は、文部大臣の権限というものの限界を承知いたしております。文部大臣としては、まず、教育の施設設備を整備することが一番大きな仕事の一つであると考えておりますし、大

学自体につきましては、大学の健全な管理運営というものは大学人の良識によってやるべきものであつて、それだけの大学に勇気を持ってもらわなければならぬと考えております。文部大臣が一々指図をしなければならぬような大学ならば、それは大学というに値しない大学であります。かりに、暴力が犯罪を構成しておるといふのなら、これは大学教育の問題じゃございません。少なくとも司法警察の問題であると、私はかように考えます。

○加藤進君 大学立法も今後は考えざるを得ない、そんなところまで論議を飛躍してもらつては困ります。私は全国の大学のすべてがこんな状態にあると言つておりません。しかし、テルアビブのあのような事態が起こる根源がまさにこのやうな大学の状態に発している、こういう点について私は政府当局に対して問題を提起しているわけ

です。私は、最後に、大臣がおつしやいましたように、この事件はもう大学とか教育の問題ではなしに、刑事問題だ、こういうふうに言われるなら、その気で問題を対処して解決してもらいたいというところであります。もう、こういういま事例をあげたやうな学生は、単に学生などと言へるやからじゃない、社会的な犯罪者です。治安問題なんですよ。問題を治安問題としてはずきり踏まえて、こういう学生に対してかつてな野放しの行動は許さぬ、こういうこと以外に問題の解決はない。私は、その点を強く大臣にも警告を発しておきたいと思ひます。その点は御了解いただけませんか。

○国務大臣(高見三郎君) 大学内に刑事上の犯罪者があるということでありますならば、これは教育のちから外の問題であります。私は、当然治安問題として考えるべき事柄であるという理解の上に立つております。しかし、私は、少なくとも教育というものは、悪いから退学させるというものが教育のあるべき姿じゃないと思ひます。悪いからなお先生が努力していいほうへ善導していくといふところに教育の本質的な意味があると考えてお

ります。そういう意味合いから申しまして、私は、軽々しく大学立法などというものはやるべきものじゃないという考え方に立つておりますけれども、なおかつ、どうにもならぬといふときには覚悟をしなければならぬといふことを先ほどから申し上げておるわけでありました。

○加藤進君 このような学生に対する態度をただしておるわけですが、これからの学生諸君は、武器から権力が生まれるということを思想信条として、もうすでに国内各地ばかりでなしに、外国までいわば殺人者としての助っ人に出ておるわけでしょう。驚くべきことです。これは、こういう事態が文部当局の指導管理を行なわなくてはならぬ大学の内部に起こつておる。だからこそ私たちはこの問題を重視しなくてはならぬと思

は。治安問題ではありますけれども、同時に、これが教育問題と関係する。大学と直接関係がある。その意味では、私は治安問題だから警察当局にまかしておいて、私は知らぬなどというやうな態度は絶対に許しがないと思ひます。

なおいろいろ申し上げたい資料がたくさんありますけれども、問題の中心はどこにあるかといふと、大学に籍は置いているけれども、その考え方や行動から見て大学の中における構成部分ではあはれないやうな一団の暴力集団が存在する。彼らは大学の施設をかつてに占拠する、破壊も彼らの大学を根拠にしていわば大学の外における彼らの破壊活動や暴力行動を行なう、これが現状でござ

いますから、この問題に対する断固とした態度をはつきりなさして、これに対する対処を文部省としても行なわなくてはならぬし、言うまでもなくそのことは大学当局との十分な話し合いを通じて大学当局みずからをも叱咤激励してそのやうな方向を示さなくてはならぬ、こういうことを私は強く要求しておるわけでありまして、本来、こういう問題について、これは大学の新しい立法をつくつて大学の管理運営全体を変えなくてはならぬなどというやうな問題に飛躍させることは最も誤

りである。問題は、目の前にある犯罪暴力学生に対してどのようにこれが暴動するような事態に対処していくか、取り締まるか、こういう問題として私は提起しておるわけでありました。もちろん、教育の部署にあるわけであつてございまして、一個一個の青少年に対して十分な指導も善導もしなくてはならぬことは、言うまでもありません。しかし、犯罪を犯し、しかもこれに何らの反省も加えることなく何度か何度も犯罪を繰り返してつ今日に至つて凶悪な学生集団でございまして、この問題については、いま一度文部省は認識を改めてこれに対する処置に対して誤りないやうな努力をしていただかなければならぬ、このことを私は強く要求いたしますが、その点はいかがで

しょうか。

○国務大臣(高見三郎君) お話しまでもなく、私も、大学に対して強い反省と強い態度を望んでおるであります。先ほど申し上げましたやうに、長期留年などというやうなことはなるべく少なくしなければならぬ。今度の事件などを見ましても、留年八年というやうな学生がおります。その学生を一体大学は今日までどうしておつたのかといふことになりまして、私は非常に問題があると思ひます。その点には、加藤先生おっしゃるとおり、私もその問題については非常な情熱をもつて当たつておるつもりであります。ただ、問題は、そういうことがあるから文部大臣の権限を国家権力をやたらに強いものにするといふことは極力避けなければならぬといふことが私の基本的な考え方であるといふことだけは御承知をいただきたいと思ひます。

○加藤進君 最後の点につきましては私も全く同感でございまして、その点についてはゆるぎない方針をもつて進んでいただきたいと思ひます。私が最後に申し上げたいのは、もし教育とこれらの暴力学生との関係がどうであつたかといふ点から言ふなら、私は、社会的問題として、あるいは教育上の問題として、このやうな暴力学生が発生するやうな条件というものが今日の日本に存在

をする場合には、政令で定める基準に従い、当該集团的な住宅の建設又は宅地の造成をする地域に住所を有することが予定される児童又は生徒を就学させるための小学校又は中学校の校舎（屋内運動場及び校舎以外の工作物を含む。以下同じ。）の新築及び当該小学校又は中学校の用に供する土地の整備をしなければならない。ただし、市町村長が日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第三十四条の規定により公団に対して意見を述べるに当たり、校舎の新築又は土地の整備をすることを必要としない旨の申出をしたときは、その申出に係る校舎の新築又は土地の整備をしないことができる。

2 前項の規定により公団が校舎の新築又は土地の整備をする場合において、当該校舎又は土地の帰属、引渡し時期、対価の支払その他建設省令で定める事項については、あらかじめ、公団と同項に規定する小学校又は中学校を設置する市町村とが協議して定めるものとする。この場合において、当該校舎（市町村が取得するものに限り。）の新築に要する費用若しくは当該土地の整備に要する費用又は市町村が公団から取得する当該土地の対価は、引渡しの日から二十年をこえない期間内に支払うように定めなければならない。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和四十七年度の予算に係る国の負担金から適用する。

（経過規定）

2 第七条の規定は、この法律施行前に決定した建設計画又は造成計画に係る住宅の建設又は宅地の造成については、適用しない。

（この法律の失効）

3 この法律（次項及び附則第五項を除く。）は、昭和五十五年三月三十一日限り、その効力を失ふ。

（この法律の失効に伴う経過措置）

4 昭和五十四年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、昭和五十五年四月一日以後もなお従前の例による。

5 前項に定めるもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約三百八億九千五百万円の見込みである。

六月二日左の議案は撤回された。

一、理科教育振興法の一部を改正する法律案（衆第三三三号）

六月二日日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は同日）

一、理科教育振興法の一部を改正する法律案（衆第三六号）

理科教育振興法の一部を改正する法律案

理科教育振興法の一部を改正する法律

理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「理科に関する教育」を「理科、算数及び数学に関する教育」に改める。

第九条第一項第一号中「設備」の下に「算数又は数学に関する教育のための設備にあつては、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）及び公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の規定により国がその経費を負担する教材以外のもので、当該教育のため特に必要なものとする。」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の補助金から適用する。

2 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第九条に規定する経費」を「第九条に規定する理科に関する教育に係る経費」に改める。

3 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第九条に規定する経費」を「第九条に規定する理科に関する教育に係る経費」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約八億二千五百万円の見込みである。

昭和四十七年六月二十日印刷

昭和四十七年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局